

(1) 平成27年第4回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第132号	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について	可決 附帯決議を付す (全会一致)

議案審査：10月7日（水）～13日（火）総務委員会

※陳情第15号「出来立てで、おいしく、安全・安心な中学校給食を求める陳情」と一括審査

◆議案第132号

《主な質疑・答弁等》

- 中学校完全給食開始による授業への影響について
 - 現在、多くの市立中学校では、昼食時間と昼休みの時間は、合計して40分となっているが、給食実施後は各学校が実情に合わせて設定する。給食では配膳と片付けの時間が必要であるため、他都市の事例も研究しながら、今後検討していく。試行実施校の東橘中学校では、準備と喫食を合計して35分、後片付けと昼休みを合計して20分とする予定である。
- 自校調理方式の小学校において児童が調理場を見学する機会について
 - 現在、授業の一環として児童が調理場を見学する機会はないが、小学校では、昼休みの時間に児童が調理場を見ることはある。また保護者、地域住民についても、試食会を実施することはあるが調理場を見学する機会はない。
- 試行給食の実施内容及び対象者について
 - 事業者から、試行給食を2回実施すると提案を受けており、実施日は今後検討する。規模は1万5,000食で、対象は生徒を考えている。保護者については中学校における実施場所の確保に課題があるため、実施方法については検討したい。
- 教育委員会が給食時間の時程を示すことについて
 - 給食時間の時程は、基本的には実情に応じて各学校が設定するものであるが、給食時間の中の所要時間と実施内容については、教育委員会がある程度示す必要があると考えている。現在、中学校給食推進連絡調整会議の中で給食の手引を作成しており、その中で準備、喫食、片付けのおおむねの時間・内容を示したいと考えている。
- 配膳員の配置及びエレベーターが使用可能なコンテナサイズの再検討について
 - 契約では配送員が配膳室まで配送することになっており、配膳室から各教室への搬送等は学校側の運用となるので、事業者ではなく、各学校と教育委員会が検討していく課題と認識しており、十分な検討が必要である。現在、中学校の教員は小学校を訪問し給食の配膳方法等を確認しており、エレベーター数も限られているため、生徒にも協力してもらい配膳を実施したいと考えている。また、コンテナサイズは食器・食缶の大きさに基づいて設定されており、サイズを小さくするとコンテナや配送車の台数が増える等の課題があり、事業計画の大幅な変更が必要となるため困難である。
- 各学校の配膳員の配置について
 - 給食センターから各学校までの配送はPFI事業に含まれるが、学校の配膳員の配置は市が行う。具体的な内容は未定だが、給食の受渡しスペースに複数の配膳員を配置したいと考えている。
- 給食センターから給食を配送する学校の選定基準及び最長の配送時間について
 - 給食の配送先については、市内3か所の給食センターから全中学校に配送するための配送校の区分を検討し、最善の割り振りとした。詳細な配送ルートは本契約後に事業者と検討するが、南部給食センターからの配送校の中では他校経由を想定している宮崎中学校が最長で、80分と想定している。

●給食配送のシミュレーション実施について

○配送車による給食配送のシミュレーションは実施していないが、調理から2時間後に給食の温度計測と試食を行ったところ、食材は温かく、大量調理施設衛生管理マニュアルに定める喫食時温度の65度以上を保っていることを確認した。

●配送ルートの工夫による契約金額の減額について

○配送車の台数を削減すれば配送コストを減額できるが、配送ルートの検討による配送車の台数の削減は困難である。また、配送車に乗車する職員の人件費についても、効果は少ないと考えている。配送ルートの工夫により各学校へ早く給食を届けることに主眼を置いて検討したいと考えている。

●南部給食センターの配送車の配送回数について

○配送に当たっては、最初に食缶を配送し、2回目に食器を配送する提案を受けている。回収も含めると3回は往復することとなる。

●配送計画の審査方法について

○配送については、南部、北部は午前中2回、中部は午前中1回である。配送計画については、事業者からの提案内容を確認した上で、審査した。

●給食到着時間の違いによる各学校における品質の差について

○現在の計画に基づく到着時間では、衛生管理基準上は問題ないと考えている。配送ルート等については、本契約後に検討していく。

●配送車の予備車3台の活用方法について

○南部給食センターの予備車3台は、道路混雑等により予定どおり各学校に配送できない場合等に対応するため活用する予定である。

●配送遅延が発生した際の授業の影響について

○本事業については、配送時間を要求水準書に掲載しているため、事業者は配送時間を遵守する必要があるものと考えている。

●給食の配送時間の遵守について

○配送時間については、事業者が要求水準書に記載されている内容を遵守することが前提である。契約書にはやむを得ない事由で、市に連絡があり、市が承諾した場合には要求未達としないと規定されているが、この規定は例えば災害時等を想定しており、通常の渋滞による遅延は含まれないと考えているが、事業者とは具体的な事例を含めて今後確認していく。

●各センターからの配送対象校の見直しについて

○3センターで全校に配送できるよう対象校を設定しているため、現段階での見直しは困難である。

●各学校への給食搬入の際の安全対策について

○配送車には配送員が同乗しており、配送車が学校に乗り入れる際の安全対策は配送員が対応する予定である。また、学校に搬入してから喫食までの安全管理については、配膳室に配膳員を配置し、対応したいと考えている。

●配膳の方法について

○給食は各学校に食缶に入った状態で配膳室に搬入される。喫食までは配膳室で安全に食缶を保管し、喫食の際には各教室で食器に移して配膳する。また、アレルギー対策の観点から、誤配がないよう学校の教員が確認する予定である。

●エレベーター未設置の中学校数及び未設置校における配食方法について

○エレベーター未設置の市内中学校は、平成27年8月時点で18校である。未設置校においても、基本的に生徒が配膳室から教室まで持ち運び予定である。

●配食時の既設エレベーターの利用について

○エレベーターで全ての食缶を運搬するには相当の時間を要することや、また配食時間にエレベ

ーターが必要な生徒がいるため、全ての既設エレベーターが配食に利用できるかは現時点では不明である。

●生徒が熱い食材を運ぶ際の安全確保について

○配食にはパッキン付きの蓋と固定できる構造の2重保温食缶を使用するため、中身が熱い食材でも持って熱く感じることはなく、蓋が閉まった状態でひっくり返してもこぼれることはない。

●調理及び食材納品の実施日及び献立について

○給食センターでは当日調理を原則とし、前日調理は行わない。ただし食材納品については、現在の小学校給食でも常温で保管できる食材は前日納品を行っており、この点はセンターでも同様である。食材については小学校給食と同じ食材を使用したいが、全て同じにできるかは今後検討していく。また、献立については、可能な限り小学校給食と同様となるよう作成したい。

●食物アレルギー対応が必要な生徒数について

○南部給食センター配送校に限定した食物アレルギー対応が必要な生徒数は把握していないが、市全体では約1%と想定しており、南部給食センターでも1%に該当する150食はアレルギー対応が可能としている。

●異物混入対策について

○センター内においては、衛生管理基準を遵守して調理を行っている。また学校内においては、給食の食缶を置き去りの状態にはしない。

●犬蔵中学校が自校調理方式となった理由について

○犬蔵中学校は、事前調査では配膳室を整備するにはプレハブなどの整備が必要と分類したが、校舎敷地内に自校調理場を増築できる敷地があり、増築しても教育環境に影響がないとの学校側の意向があった。そのため、PTA等とも調整した上で、自校調理方式を採用した。

●南菅中学校以外に、自校調理方式について協議した学校について

○自校調理方式の実施可能性があったのは、実施する中野島中及び犬蔵中の2校以外は南菅中だけであり、そのため他の中学校との協議は実施していない。

●全校をセンター方式としなかった理由について

○中学校完全給食の実施については、どのような方法を採用すれば全校に給食が提供できるかという観点で、市内小中学校全校を調査し、センター方式、親子方式、自校方式の全ての可能性を検討してきた。市内3か所の市有地が給食センター用地として利用できることが判明し、3か所の敷地に建設可能なセンターの規模で最大の食数を確保し、センター方式に親子方式、自校調理方式を組み合わせることで市内全中学校で必要な食数が確保できたため、3方式を採用した。

●3センターの中で最大規模の南部給食センターを最初に整備する理由について

○当初は3センターを同時に建設する予定であったが、PFI事業の実施方針を公開した際に、事業者から3センターを同時に建設することは困難であるとの意見があった。そのため整備時期を調整し、提供食数が最大であり、全生徒の過半の食数を提供できる南部給食センターを先行して整備することとした。

●自校調理方式の学校を増やす可能性について

○中学校給食の方式検討に当たっては、市内全中学校を訪問し、各学校における状況を確認した上で、実施方法を決定した。自校調理方式については2校で実施するが、現時点でそれ以上増やすことはできないと認識している。

●教育委員会で実施した保護者アンケートについて

○教育委員会で実施したアンケートでは、保護者の約8割が小学校のような給食を希望しているとの結果が出たが、このアンケートにおける小学校のような給食とは、食缶による配膳や市の栄養士による献立作成など、必ずしも自校調理方式による給食のみを指しているとは考えていない。

●自校調理場の確保の考え方について

○中学校は部活が盛んであるという実情も踏まえ、教育環境に支障が出ないようにすることを考慮した。

●自校調理方式の学校の設備をリース方式とした理由及び市内企業の活用について

○自校調理方式の学校の整備は、早期実施、経費の平準化の観点からリース方式とした。リース契約については現在指名入札の業者選定の手続中で、11社中1社が市内企業である。また、工事に必要な下請業者や各種材料の納入業者の選定に当たっては市内業者を最優先することを原則としたいと考えている。

●財政収支見通しについて

○7月に総合計画素案を公表した際の収支見通しでは、平成30年度までは収支不足が見込まれるため減債基金からの借入れを行うが、その後は借入れを行わず収支が均衡する。収支見通しについては、現在11月の公表に向けて作成中であり、この中では収入については7月に発表された国の中長期の経済財政に関する試算を反映し、新規の大規模事業等も反映させる予定である。

●財政収支フレーム公表前に本議案を提出した理由について

○教育委員会では中学校給食の実施を決定し、必要な事業額を積算した。市の財政収支については所管局が把握し、本事業の事業額として認めたものである。

●新規大規模事業を反映した収支見通しの早期提出について

○現在、11月の公表に向けて作業している段階であり、早期提出は困難である。

●保育事業において市独自基準を導入した際の収支見通しへの影響について

○収支見通しにおける事業費は、現在の制度に基づく必要金額を反映している。保育事業については国の基準に基づく金額を反映しており、仮に本市独自基準が適用される場合には改めて所要額を反映する。

●小児医療費助成の拡充について

○小児医療費助成については、平成28年4月から小学校3年生まで拡充することとして取組を進めており、その所要額を収支見通しに反映している。今後、拡充する場合には改めて所要額を反映することとなる。

●国の中長期の経済財政に関する試算の正確性について

○試算については、一定の条件に基づき算定するもので、必ずしもそのとおりになっているものではないが、収支見通しの作成に当たっては客観性を担保する必要があることから、公の機関が公表している数値を使用する必要があると考えている。

●新規大規模事業を反映した収支見通しの公表について

○新規大規模事業については、新たな総合計画で事業の優先順位や実施年度等を調整し、収支見通しに反映するもので、現在11月の公表に向けて調整中であり、現時点では公表できない。

●基礎的な投資的経費の金額が毎年度同額である理由について

○基礎的な投資的経費については、公共施設の維持補修や長寿命化の取組等であり、一定の金額を確保して推進する必要がある性質のものなので、毎年度同額としている。

●待機児童対策及び中学校給食の優先順位について

○待機児童対策と中学校給食は、平成26年度当初予算の発表時に最優先に取り組むことを公表し、着実に推進しているものである。その他の事業の優先順位については、新たな総合計画策定の中で検討していく。

●収支見通しへの人件費の職員の昇給分及び県費負担教職員の移管による負担増の反映について

○人件費については、主に退職動向等を捉えて算定しているため、昇給分については収支見通しには計上していない。また、県費負担教職員の移管については、市負担分が税源移譲及び交付税措置される制度となっているため収支見通しには計上していない。

●新規大規模事業の優先順位決定後の市財政の健全性の担保について

○今回示した収支見通しについては、現在実施が位置付けられている事業が実施可能であるということを示すものである。例として本庁舎建替については平成30年度の時点でスケジュール等の判断をすることになっていることから、本庁舎建替も含め今後の新規大規模事業は引き続き調査を進め、順次収支見通しに反映させていくものである。

●大規模事業の収支見通しへの反映なしに財政の健全性が確認できないことに対する見解について

○11月に公表する新たな収支見通しでも不確定な事業はなお残るものである。中学校給食は、本市より小規模な自治体を含む全国の86%の自治体で既に実施しており、本市における開始後の負担額は一般財源全体の0.6%であり、既に収支見通しに反映していることから、本事業については確実に実施していくものである。

●債務負担行為設定に関する認識について

○債務負担行為は、複数年にわたる支出を明示し予算を確保するとともに、事業を実施するという市民との確認事項であると認識している。

●社会保障関連経費の負担増について

○社会保障関連経費については、人口動態により高齢者福祉経費の増加分を算出しているとともに、小児医療費も来年度に拡充する小学校3年生までの経費を収支見通しに反映している。

●PFI事業期間における市の負担額増額の可能性について

○工事費は、国土交通省が公表する建設工事費デフレーターと1.5%の差が生じた際には変更する。また、光熱水費は消費者物価指数の一定規模以上の改定があれば、変更する必要がある。提供食数に2割の増減が発生した場合には、1食当たり食数の単価変更を実施する。

●中学校給食事業にBTO方式を採用した理由について

○BTO方式の採用については、中学校完全給食実施方針を策定する過程で、中学校給食推進会議、教育委員会での検討を経て決定した。民間活用の方式は複数あるが、BTO方式では運営期間中も施設が市の所有となるため施設・設備面への市の関与が容易である等の利点がある。その他、国の補助金の活用、民間ノウハウの活用、サービス向上、また事業費の削減効果を計るVFMが3%見込まれるという視点から総合的に判断してBTO方式を採用した。

●BTO、BOTそれぞれの方式における国の補助金について

○BTO方式では建設後に国からの補助金が適用されるが、BOT方式では補助金の適用が事業期間終了後になり、BTO方式と比較すると確実性が低い。

●他都市事例の研究について

○PFIによる給食センター整備については、他都市の事例では全体的にはBTO方式が多くなっている。BOT方式を採用している自治体については理由を公表していない自治体も多いが、建設後すぐに施設が移管されないため維持管理に課題があると聞いている。

●VFMの算出主体及び可能性調査時と落札時のVFMの乖離について

○VFMの算出は、事業者ではなく本市が行ったものである。また、落札額は予定価格より低くなるため、可能性調査時と比較してVFMが更に大きくなった。

●事業者選定審査委員会の摘録の作成状況について

○事業者選定審査委員会の摘録については、現在作成中である。

●本事業を対象とした国からの交付金の金額について

○本事業を対象とした国からの交付金は、平成26年度の基準単価により算出すると約6億2,000万円である。

●VFMの他都市との比較について

○VFMは給食センターの立地条件や施工時期、建物の特性により変わるため、都市間の単純比較は困難であり、従来手法と比較して削減効果があるかという観点で検討した。

●南部給食センター事業者となる構成企業の実績について

○株式会社東洋食品は、16件のPFIによる給食事業及び162か所の給食センター運営、東亜建設工業株式会社は9件のPFI事業、伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社は7件のPFI事業、秋山商事株式会社は市内17校の学校維持管理、タニコー株式会社は60か所の調理設備の施工実績、三菱UFJリースは給食センター9件、パシフィックコンサルタントは30件の実績がある。

●工期短縮の可能性について

○東洋食品は市内3か所の給食センターに応募しているが、南部センターの工期を調整したスケジュールであったため3か所とも応募できたと考えている。工期を3か月短縮した場合、株式会社東洋食品が落札した他のセンターの工期と重複するため、工期の3か月短縮は困難であると考えている。

●事業者との協議頻度について

○事業者との協議については、契約については仮契約までの間月1～2回、設計については月1回程度準備会として実施してきた。

●代表企業のバックアップ企業として提案のあった会社について

○代表企業である株式会社東洋食品からは、株式会社レクトンという会社をバックアップ企業として提案を受けている。構成企業が事業の継続が不可能となった場合には、速やかに代替企業を探して事業継続を図る必要がある。また、別途本市と横浜銀行の間で直接協定を締結する予定であり、事業継続に関与、協力してもらう仕組みとなっている。

●要求水準書の内容達成の担保について

○要求水準書の内容達成については、所管部署だけでなく、関係局も含めてモニタリングしていく。水準が未達成の場合には、是正勧告を行い、改善されない場合には支払金額の減額も実施できる。

●要求水準書の変更に関する協議について

○事業契約書では、合理的理由があれば要求水準書の変更の協議を市から請求できると記載されているが、事業者との協議により、変更できない場合もある。合理的理由については、例えば学校数が増減した場合などが考えられる。

●センター施設の経常修繕及び大規模修繕について

○センター施設の大規模修繕費は、本契約の事業費には含まれていない。他都市でも大規模なドライシステムのセンターの大規模修繕を実施した事例がなく、金額の想定は難しいと考えている。また経常修繕については、事業者の業務と位置付けているため、事業者が対応する。ただし、想定外の法改正や自然災害のような、事業者の責任ではなく不可抗力による修繕については、市で対応する。またセンターの設備についても、市職員事務室内を除いて事業者が対応する。

●センターの大規模修繕費の概算額について

○大規模修繕費については、先行他都市においてもドライシステムの大規模修繕を実施した事例がないことから、本契約後に策定する長期修繕計画が事業者から提出された後、算出する予定である。

●事業者への修繕要請について

○施設の維持管理・運営については、関係部署とも連携してモニタリングするほか、事業者から修繕が必要との報告があれば、修繕を要請する。要求水準書に定めた業務を実施できるよう必要な修繕を促し、要求水準に達しない場合には是正勧告やサービス購入料の減額及び契約解除の可能性もある。

●光熱水費の負担について

○センター運営にかかる光熱水費は、本市が支払うサービス購入料に含まれている。

●本事業における市内企業の活用について

○本事業においては、市内の9社から関心表明書の提出があり、主には建設会社である。事業者

からは市内企業活用の提案を受けており、実際に事業者がどの会社と契約を締結したかについては、事業者から報告を受けて確認する。

●15年の事業期間が経過した後の運営体制の見直しについて

○現時点で具体的に示せる見直しの内容等はないが、今後、何らかの見直しは必要と考えている。

●仙台市の給食センターの提供食数及び整備費について

○仙台市の高砂給食センターは提供食数1万1,000食で、落札額は約68億円、南吉成給食センターは1万1,000食で、落札額は約106億円である。

●サービス購入料の内訳について

○運営面の各年度のサービス購入料の概算内訳は、人件費が約2億6,900万円、光熱水費約1億4,300万円、維持管理費約6,800万円、配送・改修費約1億7,400万円、SPC運営経費・保険料等約1,100万円の見込みである。

●事業費の支払いについて

○事業費については、事業者からの提案で毎年度の支払金額の見込みが示されている。モニタリングを通じて市が要求水準書に示した事業実施の確認後、現在の支払計画のとおりを支払うこととなる。

●アドバイザー契約締結会社と、SPC構成企業が同じ親会社であることについて

○入札説明書において、アドバイザー契約締結会社の親会社及び子会社は、入札に参加できないと規定されている。SPCにはコンサルタントとしてアドバイザー契約締結会社と親会社が同一である企業が入っているが、2社については、別会社であり、入札説明書の規定に抵触しないことを確認するとともに、他都市事例に照らして、特に問題がないことを確認した。

●アドバイザー契約締結企業との協議頻度及び協議内容について

○アドバイザー契約締結企業とは、多い時期には週1回程度協議を行うとともに、随時電話等で連絡を取っている。協議内容としては、可能性調査時には他都市調査、事業者選定審査委員会実施の際には他都市の実施例の研究や設計の準備業務、要求水準書の策定アドバイス等について協議を行った。

●建設期間3か月短縮の場合、事業者が契約に応じる見込みがないとの根拠について

○建設期間3か月短縮の場合については、代表企業に確認をしたところ、困難であるとの回答であった。

●建設期間を変更せず、運営開始時期を変更することについて

○中学校完全給食実施方針に基づき、運営開始時期を変更せずに給食を提供するのが責務だと考えている。

●議案を再提出する場合の債務負担行為の扱いについて

○議案を再提出する場合には、事業の終了時期が変わるため、新たに債務負担行為を設定することが必要である。

●再公募となった場合の事業者の参入について

○本件の公募に参入した事業者数は2社であった。再公募した際に何社が参入するかについては、現時点では不明である。

●提供食数と稼働日数が同程度の福岡市第1給食センターとの落札金額の差について

○本市南部給食センターは、福岡市の第1給食センターと比較して敷地面積が狭く、工事の難易度が高いため、落札金額に差が生じたものと考えている。

●本議案の契約金額の妥当性及び市財政に対する負担について

○本議案における契約金額については、他都市の状況等も踏まえ、十分に妥当であると考えている。市財政に対する負担については、予算の中に反映していると所管局から聞いており、先行して財政的な裏付けが取れていると考えている。

●支出予定金額の大幅増額の可能性について

- 本事業については、民間のノウハウを活用した提案を受け、実施するものであり、事業者としても責任を持って実施するものである。事業者とは事業を一緒に進める信頼関係を築いているので、契約金額に大幅な変更はないと考えている。
- 配膳員の人件費、大規模修繕費以外の中学校完全給食に係る経費について
- 配膳員の人件費、大規模修繕費以外に、中学校完全給食に係る経費として見込まれるものはないと考えている。
- 本センターの災害時の活用について
- 本センターには、備蓄庫、緊急遮断弁付き受水槽を設置する予定である。また、事業者からは災害時の炊き出しの実施、シャワーの提供の提案があったため、本契約締結後事業者と詳細を協議していきたい。その際、炊き出しを実施した場合の費用負担も合わせて協議するが、災害時においては本市が負担する可能性もあると考えている。
- 本議案を12月定例会で議決した場合の影響について
- 本議案が12月議会で議決された場合には、平成29年9月の給食開始を遅延させることがないよう、センターの工期を短縮させる必要がある。しかし、建設需要のひっ迫から、3センター同時整備を断念した経緯もあり、事業者からも工期の3か月短縮は困難と聞いている。そのため、再度の事業者募集を検討することになる。
- 今年度において中学校給食に関する総務委員会報告がなかった理由について
- 昨年度は事業の進捗に応じて、数回総務委員会への報告を実施したが、平成27年1月を最後に委員会での報告は実施していない。今年度においては適宜資料提供を行い、事業の進捗について説明してきた。
- 昨年度に実施方針の修正版を作成後、事業費についてパブリックコメントで金額を周知しなかった理由について
- パブリックコメントについては、市の条例では、市の基本的な計画を定める際に行うこととされており、中学校完全給食実施方針策定の際に行っている。実施方針修正後も、PTAや町内会等へも説明し意見を聞いてきた。
- 市内企業を対象とした本事業の説明会の開催について
- 市内企業を対象とした説明会は実施していないが、市内企業から所管部署への問い合わせは多数あったほか、所管部署へ訪問して問合せをする企業もあり、その都度、可能な限り説明してきた。
- 栄養士の配置について
- 栄養士の配置については、国の基準により行う予定である。国の基準を超えた配置を行うには全庁的な議論が必要であり、来年度の教職員配置計画策定の中で検討する。
- 給食開始後の生徒及び保護者からの意見聴取の検討について
- 給食開始後に、生徒及び保護者から意見を聞き、必要に応じて見直しを検討する。
- 給食開始後、不評だった場合の対応について
- 事業者は他都市でも給食センターを運営しており、本市においても適切に事業を実施するものと考えている。
- 本事業実施による他の教育事業への影響について
- 給食の開始が他の教育予算に影響するということは、本末転倒であり、給食については適切に取り組みながら、他の教育予算についても必要に応じて要望していく必要があると考えている。
- 前市長時代に中学校給食が実施できなかった理由について
- 前市長時代には定例会ごとに中学校給食の議論があったが、前市長は愛情弁当に対する信念があったものとする。
- 平成29年9月開始を遵守する必要性について

○中学校給食については、一度スケジュールを見直し、実施時期を遅らせて平成29年9月開始と設定した。早期実施を求める子ども達や保護者の声に応えるため開始時期を設定したものであり、確実に開始したい。

《意見》

- 大規模修繕費については、概算額でも構わないので示してほしい。
- 議案審査に当たっては、審議に必要な資料を適切に議会へ提出してほしい。
- PFI事業は、今後増加すると思われるため、PFI事業において市内企業の育成を図る手法について検討してほしい。
- センターから各学校への配送距離が長く、配送遅延の可能性も考えられるため、他の学校を経由せず配送できるよう、必要となる配送車の台数を確保してほしい。
- 減債基金の返済計画については、来年度の2月に公表予定と聞いているが、方向性や市の考え方については時期を早めて、11月に公表してほしい。
- 中学校給食について、市長側は中学校給食の財源が確保されているため問題がないという認識だが、議会側は財政全体について健全性が担保される必要があるとの認識であり、認識に大きな乖離がある。
- 契約の内容、金額の妥当性や多大な投資による将来負担を懸念して質疑をしてきた。十分理解することができなかった事項もあり、将来負担に対する懸念も拭えなかったが、本議案を継続審査とした場合に市民に多大なる影響を与えることを考え、附帯決議を付して賛成するものである。
- 本議案は本来ならばさらに時間をかけて徹底的に慎重審議を重ねるべきであるが、これまで提出された資料以上のものや、答弁は得られない状況も考え、現状の中で判断せざるを得ないことから、議会の意思を明確に示すためにも附帯決議を付して賛成するものである。
- 審議に当たり必要な情報が十分提供されず、答弁でも納得できないものがあり、特に新規の大規模事業を含めた収支見込みが示されなかったことは非常に残念であるが、本議案を継続審査とした場合の市民への多大なる影響を考え、附帯決議を付して賛成するものである。
- 本議案については、課題は多くあるが、中学校完全給食は全国の自治体の86%が実施しており、中学校給食は本市の行政施策の中でも他都市に比べて遅れている。一方近年では子どもの貧困の問題もあり、早期に実施する必要がある。運用上改善できるものは改善するとの答弁もあったことから、苦渋の決断であるが、附帯決議を付して賛成するものである。

《議案第132号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第132号に対する附帯決議の審査結果》

全会一致附帯決議を付す

「議案第132号（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」に対する附帯決議

- 1 子どもたちに安全で安心なおいしい中学校給食を提供するとともに、地産地消を通じて食育の推進を図り、地域経済の活性化に資するよう、市として責任を持って事業を円滑に推進すること。
- 2 中学校完全給食を実施することによる後年度負担について適切に対応するとともに、事業実施に伴

い教育施策をはじめ他の行政サービス・事業の質が低下しないよう、減債基金に頼らず将来を見据えた適切な財政計画に基づく健全かつ持続可能な市政運営を行うこと。

- 3 災害発生時に市民への炊き出しを提供するなど、給食センターを有効に活用し、学校給食だけでなく広く市民に利益が還元できるような事業についても検討するとともに、必要に応じて地域に貢献できる施設として位置付けるなど、事業者と協議・調整を行うこと。
- 4 安定的に中学校給食を提供するために、適正かつ効率的な事業スキームに基づき、各給食センターでの不測の事態に対応できるよう、3給食センターにおける相互連携の仕組みを構築するなど、リスク管理の徹底を図ること。
- 5 市は、選定事業者(SPC)に対し、日常・定期・随時のモニタリングを含め、適切な指導を確実に実施するとともに、適宜モニタリングの結果を議会へ報告すること。
- 6 将来想定される大規模修繕については、経年変化による劣化への対応だけでなく社会的変化に対応し、事業費を含む計画を策定すること。
- 7 今後、PFI事業を活用するに当たり、地域経済に資する民間事業者の参入の仕組みを構築すること。

(2) 平成27年第4回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内容	頁
代表 質 問	自民党	松原議員	中学校教科書採択について	13
			全国学力・学習調査について	15
			全国学力・学習状況調査の理科の調査結果について	16
			中学生死亡事件について	18
			平和・人権学習について	20
			学校給食への地場産農産物の使用について	22
			地域の寺子屋事業について	22
			小杉駅周辺地区の新設小学校について	22
			中学校完全給食について	23
			公益財団法人川崎市学校給食会について	27
	公明党	吉岡議員	防災キャンプについて	29
			不登校対策とフリースクールについて	29
			中学校夜間学級について	30
			中学校完全給食について	30
			給食費の公会計化について	31
	民主党	堀添議員	「アクションプログラム2014」実施結果について	33
			高校改革について	33
			中学校完全給食について	34
			公益財団法人川崎市学校給食会について	36
	共産党	斉藤議員	学校における健康診断について	39
少人数学級について			39	
中学校完全給食について			41	
多摩川河口干潟について			42	

② 決算審査特別委員会

	会派	委員名	内容	頁
総務 分科 会	自民党	末永委員	家庭教育推進事業について	43
		山崎委員	学校施設の電力使用について	49
		浅野委員	児童生徒交通安全対策事業について	55
	公明党	春委員	A L T 配置事業について	44
		花輪委員	学校施設長期保全計画について	50
		山田委員	「医療的ケア支援事業」について	57
			スクールカウンセラー配置事業について	57
	民主みらい	木庭委員	特別支援学級担任について	45
			理科の授業について	47

		雨笠委員	卒業生との不良交友について	51
	共産党	片柳委員	学校施設有効活用事業について	48
			学校給食の特定業務委託の人件費について	49
		宗田委員	教員の欠員について	52
			教員の現職死と多忙化について	53
		市古委員	小学校給食について	58
就学援助について			60	
総括質疑	自民党	廣田委員	教職員互助会補助金について	63
	公明党	浜田委員	公益財団法人川崎市学校給食会について	65
	民主みらい	山田委員	教育委員会における執行抑制の具体的な内容について	65
			富士見中学校について	66
			教育文化会館の大ホールについて	66
			県立川崎図書館について	66
	共産党	井口委員	教員の欠員について	67

■ 代表質問（9月10日）自民党 ■

◆ 中学校教科書採択について

◎質問

- ・教科書採択は、採択者である教育委員会の権限と責任のもと、教育委員みずからの判断により採択が行われるものと考えますが、採択にあたり、教育委員はどのような調査研究を行っているのか伺います。
- ・採択に当っては第1地区から第4地区に4分割されている訳ですが、その理由について伺います。
- ・今回神奈川県で採択された社会科の地理的分野・歴史的分野・公民的分野の教科書会社別のシェアについて伺います。
- ・また、採択を行うにあたり、教科書の展示会が開催されており、会場別のアンケートと入場者数がまとめられていると思いますが、全体のアンケート集計結果の主な意見について伺います。
- ・また、展示会場の入場者数とアンケート数についてそれぞれ伺います。
- ・併せてアンケート結果はどのような活用がなされているのか伺います。

◎答弁

はじめに、教育委員による教科書の調査研究についてでございますが、各教育委員は文部科学省発行の中学校用教科書目録に登載されているすべての教科書について、6月初旬から教育委員独自の視点で調査研究するとともに、川崎市教科用図書選定審議会の審議結果を参考にし、十分な調査研究を行ったところでございます。

次に、採択地区についてでございますが、本市における採択地区の設定は、昭和47年の政令指定都市移行の際に、市内各地域の地理的、文化的諸条件を考慮しつつ総合的に判断して、それまでの全市1地区から、川崎区を第1地区、幸区、中原区を第2地区、当時の高津区、多摩区を第3地区と定めておりました。その後、都市化の進展による人口増や産業構造の変化等により、採択地区における人口、学校数の不均衡が生じたことや、昭和57年の高津区と多摩区の分区から各採択地区の不均衡が拡大し続けたことを踏まえ、平成13年に今までの第3地区を分割し、高津区、宮前区を新たな第3地区、多摩区、麻生区を第4地区と定めたものでございます。

次に、神奈川県内の教科書会社別のシェアについてでございますが、平成27年5月1日現在で実施された学校基本調査の速報値における、県内公立中学校の総生徒数を母数として、各教科書会社のシェアを算出した結果、社会科の

地理的分野は、帝国書院が76.0%、教育出版が16.9%、東京書籍が7.1%、

歴史的分野は、育鵬社が43.9%、教育出版が26.8%、東京書籍が17.2%、帝国書院が9.8%、清水書院が2.0%、日本文教出版が0.3%、

公民的分野は、育鵬社が43.9%、東京書籍が30.4%、教育出版が20.6%、帝国書院が5.1%となっております。

次に、アンケートの主な意見についてでございますが、教科書の内容では、中学校の、主に社会科の教科書に関する意見が多数を占めておりますが、その他の科目や小学校、高等学校、及び特別支援学校の教科書についての意見もございました。その他採択の方法や展示会場等についての意見がございました。

次に、展示会場の入場者数とアンケート数についてでございますが、入場者数は1,349人、アンケート数は1,605件でございます。

次に、アンケート結果の活用についてでございますが、主な意見を取りまとめた要旨を作成し、すべての教育委員が確認するとともに、1,605件すべてのアンケート用紙につきましても、適宜確認して、調査研究の参考としております。

◎再質問

- ・中学校教科書採択について再度伺います。採択地区の設定については、地域の地理的、文化的諸条件を考慮し、統合的に判断して現在の4採択地区になっているとの答弁をいただきました。歴史的分野における採択された教科書がそれぞれの採択地の地理的、文化的な諸条件にどのような理由で適していると判断されたのか、4選地と教科書の関係について、その採択に至った経緯と理由を伺います。
- ・展示会場の来場者数とアンケートの数についてですが、会場によっては来場者数とアンケート数に大きな差異が生じています。教育文化会館での例を上げると、来場者数223人に対しアンケート数は341で、プラス118です。全市7会場では来場者数に比べ204のアンケート数がプラスとなっています。その理由について伺います。このような例は、今回に限ったことなのでしょうか。以前の状況についても伺います。また、アンケート結果は採択にあたる教育委員の調査研究の参考資料として活用されているとの事ですが、差異がある中、その原因を究明しないまま参考資料として提出することについて適正であると判断されているのか伺います。現状に課題及び問題はないのか伺います。

◎答 弁

はじめに、社会科の歴史的分野における、採択の経緯と理由についてでございますが、川崎市教科用図書選定審議会から答申された、社会科の教科から見た各地区の特性における地理的・文化的諸条件といたしましては、

第1地区、川崎区は、工業を中心とした生産活動が盛んであり、旧東海道の名残を感じさせる史跡や川崎大師など歴史を伝える建造物があり、歴史と最新技術を地域で感じることができること。

第2地区、幸・中原地区では、商業地と住宅地が混在し、近年は武蔵小杉駅周辺を中心にした新しいまちづくりが進み、大学や大企業の研究開発機関が集積していること。

第3地区、高津・宮前地区では、高津区は古くから商業地として発展し、宮前区は近年開発が進み住宅地が増加していること。また、1,300年以上の歴史を誇る影向寺や、貝塚、古墳など、社会科の学習で取り上げる素材が豊富であること。

第4地区、多摩・麻生区は、住宅地としての開発が進み、他都市からの転入者も多い地域で、生田緑地があり、歴史と自然に触れ合うことができる地域であることが報告されております。

一方、いずれの地区におきましても、社会科の学習では、身近な事象に興味をもち、他者と関わりながら意欲的に学習に取り組む生徒が多く、学習のあり方といたしましては、社会的事象に対して多面的・多角的に考察し表現する活動を重視して、課題を追究し解決する力を図っていきたいとするなど、共通の要素も多く見られることが明らかになったところでございます。

これらの特性を考慮した上で、時代の特色や移り変わりを分かりやすく説明している、単元のまとめのページが充実している、課題の解決において学んだことを確認したり、説明を促したりするなどの工夫をしている、事例として川崎を取り上げている、等の視点から東京書籍、帝国書院、日本文教出版、教育出版等が上がりましたが、それらの中から総合的に判断して全ての地区で教育出版を採択しております。

次に、来場者数とアンケート数についてでございますが、平成23年度の中学校教科書の展示会、及び平成26年度の小学校教科書の展示会、いずれも来場者数がアンケート数を上回っております。今年度は逆転しておりますが、お一人で複数のアンケートをご記入されたことによるものと考えております。アンケートの記入の在り方につきましては、今後検証してまいりたいと考えております。

次に、アンケート結果の活用についてでございますが、アンケートの目的は、教科書会社の支持・不支持を調査するものではなく、保護者等の意見等を把握するためのものと考えております。

採択にあたりましては、支持を多く集めた教科書について、そのことを理由として採択しているわけではなく、教育委員一人ひとりが独自の視点で調査研究する際の参考資料の一部として活用しているものでございます。

次に、展示会場における課題についてでございますが、いただいたアンケート等により、展示会場や展示期間、人員配置等についての御意見、御要望をいただいているところでございますので、それらの課題について、検討してまいりたいと考えております。

◎再々質問

- ・生徒について共通の要素が多くみられるようになったと認識されたのはいつ頃からか、また、共通の要素とありますが、何が共通しているのか伺います。
- ・他の教科書も4地区同じ教科書だが、同じ教科書となったのは、やはり共通の要素が多くみられるということが、1つの理由として挙げられるのか伺います。
- ・展示会場入場時に、一般、教員の区別を記す理由を伺います。
- ・今回の展示期間中の教員来場者数を伺います。
- ・アンケート、展示会場について検討するとあるが、検討委員会のような組織を立ち上げると考えて良いのか伺います。
- ・採択地区についても同様の考えで良いか伺います。

◎答 弁

はじめに、共通の要素についてでございますが、採択地区を複数設定いたしました、昭和47年の政令指定都市への移行後、さらに宅地開発が進み、人口が増加する中で、地理的要因の特性が薄れてきているのではないかと考えております。このようなことから、川崎市子どもたちにとってどのような教科書が適しているか、川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか、といった視点も踏まえ、総合的に判断して、社会科の歴史的分野におきましては、全ての地区で教育出版を採択しております。

次に、他の教科についてでございますが、これらにおきましても、地区ごとの実態や地域の特色と本市の子どもが学習を進めていく視点とを踏まえ、本市の子どもにとってもっともふさわしい教科書について審議し、採択したところでございます。

次に、展示会場の受付簿における記載項目についてでございますが、展示会場における入場者数等の状況を把握することを目的として、基礎的な項目である「川崎市民」「教職員」「その他」の3区分を設け、該当箇所には○を記入していただくよう、お願いしているものでございます。

次に、今回の展示会場に来場した教職員の数でございますが、受付簿の「教職員」欄に○を記入した教職員の数は、7会場合わせて25人となっております。

次に、アンケート、展示会場における検討方法についてでございますが、他の自治体の事例を調査する等さまざまな手法が考えられるところですので、検討委員会で協議するといった手法も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、採択地区についてでございますが、昨年度は小学校において、今年度は中学校において、全ての教科において4地区同一の教科書会社の教科書が採択されたところでございますので、今後、採択地区につきましては総合的な視点から検討してまいりたいと考えております。

◆ 全国学力・学習状況調査について

◎質問

- ・4月に実施された全国学力調査の結果が公表されました。市長はご自身の政策として「教育こそ日本一の川崎市に」「教育なら川崎市の学校で」と標榜されていますが、今回の調査結果についての感想を伺います。

- また、市長は「全国学力テストの公表」については、「賛否が別れていることは承知している。子ども1人ひとりにランク付けしようというものではない。あくまで教える側、学校側が明確な数値目標を設定し、学力向上を目指す必要がある」と言われていますが、全国学力調査公表について、どのような公表方法をお考えなのか伺います。
- また、市長は、教育改革は現行の制度では教育委員会の皆様の理解とご協力が必要であります。と言われていますが教育改革についての市長の所見を伺います。
- 併せて、教育長にも今回の調査結果についての感想を伺います。

◎答 弁（市長）

はじめに、教科調査結果についてでございますが、知識を問う問題では、全国とほぼ同程度ですが、活用を問う問題では、25年度、26年度に引き続き、すべての調査項目において全国の結果を上回っていることを望ましく思います。

「授業が分かる」と答えた割合も昨年度と比べて増え、今後さらに、一人ひとりの子どもにとって、わかる喜びや実感が持てるような取組を、より一層進めていきたいと考えております。

次に、公表方法についてでございますが、各学校が自校の調査結果と分析とともに、数値目標や指導方法を報告書として作成し、保護者・地域に示しております。こうした方法により、学校と保護者・地域が一体となって子どもたちの学力向上を推進できるものと捉えております。

また、本市を支える人材の育成を図る教育改革の実現に向けた取組として、全ての子どもがわかることを目指して、先程も申し上げた、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、きめ細やかな指導を充実させることで学力の向上に取り組んでいく必要があると考えています。

就任以来、教育委員と学校現場への視察や、地域の方々との意見交換などを重ねていく中で、学校、家庭、地域が十分に連携するとともに、子どもたち一人ひとりを中心に考え、教育委員会と協働して学校を改革していく取組が必要であると考えております。

今後も引き続き、教育委員会と改革の方向性を共有しながら協議調整を重ねて教育改革を推進してまいりたいと思います。

◎答 弁（教育長）

教科に関する調査につきましては、本市と全国の調査結果を比較いたしますと、知識に関する問題よりも活用に関する問題が良好な状況でございます。このような調査結果は、学級の友達と話し合う活動を重視するなど、言語活動等の充実により、思考力・判断力・表現力等を育てる授業づくりを着実にやってきた成果であると考えております。

また、児童生徒質問紙調査につきましては、自尊意識に係る質問では改善の傾向が見られておりますが、将来に関する意識につきましては、依然として課題が残る結果となっております。この状況を改善するため、これまで取り組んできた本市の学校教育を「キャリア在り方生き方教育」の視点から幅広く見直し、子どもの社会的自立に向けて必要な能力と態度を育て、共生・協働の精神を育む教育をより一層推進してまいりたいと考えております。

◆ 全国学力・学習状況調査の理科の調査結果について

◎質 問

- 今回「理科」については初の全国調査となりました。平成24年には抽出校のみの調査が行われた訳ですが、その時の本市の抽出校数及び結果について伺います。
- また、今回の調査に於いて小学校・中学校の「理科」の知識に関する問題の平均正答率は全国平均正答率を下回っておりますが、要因について伺います。
- 今回の調査と同時に行われた学校へのアンケートでは観察や実験を週一回以上行う割合は小学校では前回比2.3ポイント、中学校では3.7ポイント増加していたとのことですが、

本市の取組状況について伺います。

- また、小中学校の児童生徒の意識調査では、理科が好きな割合はどの程度なのか伺います。
- 調査結果を踏まえ理科についてはどのような授業改善に取り組む考えなのか伺います。

◎答 弁

平成24年度調査の本市の抽出校数につきましては、小学校18校、中学校22校でございます。理科の平均正答率につきましては、小学校の知識に関する問題では68.6%、活用に関する問題では59.2%、また、中学校におきましては、知識に関する問題では52.8%、活用に関する問題では47.3%という結果でございます。

次に、27年度の結果についてでございますが、平均正答率を全国と比較いたしますと、全体では全国の状況と同程度でございますが、活用に関する問題では上回っているものの、知識に関する問題におきましては、小学校では1.9ポイント、中学校では1.7ポイント下回る結果でございます。

知識の問題の正答率が全国の状況を下回った要因につきましては、知識の問題は小学校では9問、中学校では7問出題されておりまして、そのうち小学校では「メスシリンダー」の名称を答える設問、中学校では「脊椎動物」という名称を答える設問の正答率が全国の状況を大幅に下回ったことが影響しているものと考えております。

次に、理科室での観察・実験の取組状況についてでございますが、本市におきましては、理科室で観察・実験を週1回以上行っている学校の割合は、前回の調査と比較いたしますと、小学校で17.6ポイント、中学校では7.0ポイント低くなっております。

次に、「理科の勉強は好き」という質問に対して「当てはまる」「どちらかという当てはまる」と回答した児童生徒の割合でございますが、小学校では82.8%、中学校では59.7%となっており、24年度調査結果を上回っておりますが、全国平均は下回っている状況でございます。

次に、調査結果を踏まえた授業改善についてでございますが、「活用」につきましては、観察・実験の学習の際に、予想をもとに計画をたてること、結果から考察すること、観察・実験の進め方や考え方を振り返り検証することを重視した授業が行われている成果であると考えております。また、「知識」につきましては、知識を習得させるために、ただ覚えさせるだけでなく、実際に触れたり、見たりするなどの体験を通して身に付けさせる学習が大切であると考えております。

今後は、本市が重点をおいて取り組んでいる、思考力・判断力・表現力等を高めていく授業づくりや目的意識を持って観察・実験を行い、学ぶ意義が感じられる授業づくりを推進してまいりたいと考えております。

◎再質問

そもそも調査の結果は序列化するためではなく指導者が自身の指導を省み、次の指導を模索するために活用するものだという考えの元、再度伺います。

- はじめに本市の調査結果では、全国公立小中学校の平均正答率と比較して同程度のプラスマイナス5%以内でしたが、神奈川県内の平均正答率と比較すると、本市は、どの程度の所に位置しているのか伺います。
- 理科についてですが、文部科学省は前回の調査後、実験・観測活動の補助や外部人材の配置、教員の研修も強化してきました。これは、理科への興味を促すためであったと考えますが「理科の勉強は好き」との質問の回答は全国平均を下回っていますし、理科室での週1回以上の観察、実験の取組については、小学校では何と17.6ポイント、中学校では7.0ポイント前回に比べ低くなっています。全国をみると、小学校前回比2.3ポイント、中学校

で3.7ポイント増加している中、本市では低下の状況です。授業改善の成果が見られません。理科離れが心配されます。現状をどのように分析しているのか見解を伺います。

- また、改善に向けてどのように繋げていくのか考えなのか伺います。

◎答 弁

はじめに、神奈川県内の平均正答率との比較についてでございますが、全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面であることが実施要領に明記されております。したがって、平均正答率だけをもって学力全体の状況が捉えられるものではございませんが、県全体の平均正答率と比較いたしますとすべての教科において上回っているところでございます。また、神奈川県内の市町村につきましてはデータが公表されておきませんが、全国の都道府県との比較では、本市は、小学校では岩手県と同程度の17位、中学校では愛媛県と同程度の9位に相当するものでございます。

次に、理科の調査結果についてでございますが、本年度の児童生徒質問紙の調査結果を平成24年度の抽出校の調査結果と比較しますと、「理科の勉強は大切だ」「理科の授業はよく分かる」「普段の生活の中で活用しようとする」「社会に出たときに役立つ」など、本市の児童生徒の理科に対する興味・関心や学習の有用感に関する質問項目の24年度調査結果を上回っております。

また、授業での取組に関する質問項目である「観察や実験の計画を立てる」「結果から考察をする」の調査結果につきましては、全国を上回っていることから、本市が進めている問題解決型の授業が着実に実践され、活用に関する問題の良好な結果に結びついているものと捉えておりますが、知識につきましては重要語句の定着や器具の扱い方などに課題が見られましたので、実物に触れる、実際に操作するなどの体験を大切に授業改善を図ってまいりたいと考えております。

今後も、子どもたちに理科を学ぶ意義を実感させるために、目的意識をもった実験・観察を行い、思考力・判断力・表現力等の育成に努めてまいりたいと考えております。

◆ 中学生死亡事件について

◎質 問

- 大阪府寝屋川市周辺で発生した中学生死亡事件においては事件直後に保護者説明会が開催されたとの報道がありました。未だ保護者説明会が行われていない本市の対応に疑念の声も聞こえて参りますが、これまで開催されなかった理由と寝屋川市の対応への見解を伺います。
- また、このたび報告書が取りまとめられましたが、今後において保護者説明会を開催する予定はあるのか伺います。
- また、寝屋川市教育委員会は事件発覚後、直ちに臨床心理士やスクールカウンセラー等を当該中学校に派遣し、また、担当教諭らによる被害生徒宅への家庭訪問等のきめ細かな対応がされています。加えて緊急安全対策として、夜間パトロール強化や警察官や警察OBによる見守りサポート、防犯チェックシート等、矢継ぎ早に対策が講じられています。
- その迅速な対応は本市のこれまでの対応とは随分と差異があるように見えますが、報告書では本市のこれまでの対応をどう総括されているのか、また、その提言を踏まえた今後の対応を伺います。

◎答 弁

はじめに、学校における保護者への説明につきましては、学校と教育委員会との協議の上、学校では子ども達の心のケアを最優先にした取組を行うべきであることや、正確な情報のな

い中で説明会を行うことは生徒や保護者、さらに地域住民の不安や混乱が大きくなると判断し、保護者説明会を控えたところでございます。当該校では新年度を迎え、新たな気持ちで学校生活に臨んでいる子ども達を、教職員が一丸となり支えている状況もあり、学校や教育委員会に対して、当該校の保護者から説明会等の要望等は出されておられませんので、説明会の開催は予定していない状況でございます。

寝屋川市における対応につきましては、当該学校が生徒や保護者の状況のもと判断されたものと認識しております。

次に、事件後の対応についてでございますが、発生直後に保護者に対して生徒の登下校の安全確保に関するメールを配信したところでございます。登下校時には、教職員、保護者が協働して地域での見守り活動を行うとともに、区役所職員、警察官及び警察OBのスクールサポーター等によるパトロールが行われたところでございます。

また当該校には、スクールカウンセラーを複数常駐させるとともに、全ての学級担任が全生徒との臨時的個別面談を行う等、各家庭と連絡を取り合い子ども達の心のケアに努めてまいりました。

現在も毎月、教職員、保護者、保護司を中心とした地域の方、警察との合同による夜間パトロールを行うなど、子ども達の健全育成に学校、家庭、地域が連携する取組を継続しております。

教育委員会といたしましては、全ての市立学校における指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実を図るとともに、各学校において長期欠席傾向の児童生徒の状況把握に努め、適切な支援の在り方を助言するなど、再発防止策に基づく取組を推進しているところでございます。

◎再質問

- ・次に、本市立中学生徒死亡事件について伺います。本年2月に起きた痛ましい事件である、本市立中学生徒死亡事件に関する庁内対策会議の報告書が8月25日に示されております。その中でも、再発防止策として、教育委員会議で本市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定締結に向け、取組をすすめているとの記述がありますが、4月28日の教育委員会議で協定書が承認されて以降の、協定締結に向けた取組の進捗状況について教育長に伺います。
- ・あわせて協定を締結するかどうかの是非ならびに締結される場合の今後のタイムスケジュールについても伺います。
- ・また、本事件をふまえた報告書が出されましたが、本事件の責任の所在はどこにありますか。併せて市民にとって一目瞭然の具体的な取組はどのようなものがありますか。報告書が出される前と後とで変わったならば、客観的に市民に変わったと理解していただけるような透明性が必要だと考えますが伺います。
- ・要望ですが、今一度、市長もしくは教育長のお名前で本市すべての小中学校に、児童生徒、保護者へ向けてアピール文のようなものを出すべきだと思いますが本市の見解を伺います。

◎答 弁

はじめに、警察との相互連携に係る協定につきましては、本年4月28日の教育委員会会議で協定書が承認されており、川崎市情報公開運営審議会でも御審議いただいております。今後、この審議会の答申を受けて、本年10月に協定を締結する予定でございます。

締結後には、早急に各学校への実際の運用のあり方等について十分な周知を図り、児童生徒の健全育成のために効果的な運用をすすめてまいりたいと考えているところでございます。次に、庁内対策会議報告書についてでございますが、このたびの事案につきましては、子ど

もの安全・安心に係る関係部署が、一步ずつでも踏み込んで支援するなど、相互に連携した十分な対応が図れなかったことは、真摯に反省していると総括しているところでございます。再発防止策として取りまとめた具体的な取組といたしましては、教育委員会におけるダイヤルSOSの開設、川崎区・教育担当及びスクールソーシャルワーカーの増員など、既に取組を始めているものもでございます。今後につきましても、各関係部署において、地域の皆様や関係機関・関係団体等との幅広い連携を図りながら、再発防止に向けた取組を強化してまいります。

教育委員会といたしましては、児童生徒の安全な生活の確保に向けた家庭と学校との連携に関するお願いを、すべての児童生徒の保護者の皆様に対して発信してまいりたいと考えているところでございます。

◆ 「平和・人権学習」について

◎質問

- ・次に、川崎市教育委員会主催のママ・パパも学べる憲法カフェ+怒れる女子会の開催について伺います。
- ・新聞によると本年6月13日大和市と大和市教育委員会が後押ししたイベントでアイドルグループが、自民党や安倍政権を批判する内容の替え唄を歌ったとした事を理由として教育委員会と市は主催者側に対し後援名義の取り消しを伝達したとの報道がありましたが、大和市及び大和市教育委員会の対応について教育長の見解を伺います。
- ・本市が主催する今回の講座は全5回にわたり開催される訳ですが、講座の主たる目的について伺います。
- ・第1回目、第3回目、第4回目、第5回目の講座プログラムの内容について、それぞれ説明願います。
- ・また、第2回目は国会見学となっておりますが紹介議員名について伺います。
- ・併せて当日の講師・助言者として国会議員となっておりますが、議員の氏名・所属政党について伺います。
- ・また、怒れる女子会とパンフレットに記されていますが、怒れる女子会とはどのような会なのか伺います。
- ・併せて、この講座を主催するに至った経緯、並びに講師・助言者として2名の女性弁護士が登場いたしますが、それぞれの日常活動についてどのように把握されているのか伺います。

◎答弁

はじめに、大和市及び大和市教育委員会における後援の取消につきましては、大和市における後援に係る要領等を踏まえ、一定の判断がなされたものと存じます。

次に、教育委員会が主催する社会教育事業の内、市民館等で実施する事業につきましては、「教育委員会事務の委任等に関する規則」に基づき、教育委員会から区長への補助執行により、実施されているところでございます。

このたび、高津市民館において実施される「平和・人権学習」の目的についてでございますが、女性や子育て世代の方に、日頃学ぶ機会の少ない憲法について、関心を深めていただくことにより、共に生きる地域社会の創造を目指すものでございます。

次に、講座の内容についてでございますが、第1回目は、「ようかい体操第一」などで知られる振付師のラッキィ池田さんをお招きし、歌や踊りを交えながら、親子で楽しく憲法について学ぶ内容でございます。第3回目と第4回目は、コーヒーや紅茶でくつろぐ「カフェ」方式を取り入れ、憲法の成り立ちや基本的人権などについて、基礎的な知識を学ぶ内容でござ

ざいます。第5回目は、講師が今日の社会状況についての講話を行った後、参加者が講師や他の参加者と意見交換を行う内容でございます。

また、第2回目は、普段訪れる機会の少ない国会議事堂の見学を内容とするものですが、現在の国会議事堂周辺の状況などを考慮して見学時期を変更し、議員の紹介を必要としない一般見学として実施する予定でございます。

次に、「怒れる女子会」についてでございますが、社会の中で女性はもっと声を上げていく必要があるとの立場から、男性主導となりがちな社会に対する疑問や思いについて、参加者同士が気軽に話し合える場所をつくることを目的としているものでございます。

この講座を主催するに至った経緯といたしましては、育児や家事などに追われる女性や子育て世代の方に、日頃学ぶ機会の少ない憲法について関心を深めていただくことを目的に企画したものでございます。

次に、2名の女性弁護士の日常活動についてでございますが、両名とも子育て中の母親でございます。弁護士としての活動はもとより、他都市におきましても、女性や子育て世代の方を対象に、憲法などに関する講演を、女性や母親の視点から分かりやすく行っていると伺っております。

◎再質問

- ・9月18日予定の第2回目の内容についてですが、国会見学については何故議員紹介なしの一般見学に変更したのか伺います。
- ・また、質問致しました講師助言者となる国会議員の氏名と所属政党名の答弁がもれております。再度伺います。
- ・また、2名の弁護士の日常活動についてですが、憲法などに関する講演を女性や母親の視点から分かりやすく行っているとの答弁をいただきました。主催者である教育委員会として講演の具体的な内容については、どのように把握しているのか伺います。

◎答 弁

はじめに、第2回目の国会議事堂の見学につきましては、当初、講師を務めていただく弁護士を通じて、国会議員を紹介していただき、その議員に講師・助言者として、国会議事堂を見学させていただくことを企画しておりました。しかしながら、現在、国会会期中であることを始め、国会議事堂周辺の状況や、政治的中立性などを考慮いたしまして、今月7日に見学時期を変更するとともに、一般見学として実施することにいたしました。なお、講師・助言者となる国会議員の所属政党、氏名につきましては、未確定の状態でございます。

次に、2名の弁護士の日常活動につきましては、弁護士としての活動以外にも、それぞれのお考えに基づき、子どもの未来に関わる社会問題などについて、女性や子育て世代の方を対象に、自身の考えを押し付けるということではなく、様々な社会問題に対する判断材料を提供することを目的に、喫茶店や美術館などで講演を行っているものと伺っております。

このたび、高津市民館で実施される「平和・人権学習」の趣旨は、日頃学ぶ機会の少ない憲法について、気軽にやさしく学ぶ機会を提供することでございます。講師には、公の施設である市民館で実施する社会教育振興事業であることを十分理解いただいた上で、様々な御意見やお考えをお持ちである市民に対して、特定の政党の利害に関わることはないよう、お話をいただくことになっているところでございます。

本事業につきましては、市民館で実施する社会教育振興事業であることを踏まえ、特定の政党の利害に関わることはないよう、講師に理解をいただいた上で、適切に実施してまいりたいと存じます。

◆ 学校給食への地場産農産物の使用について

◎質問

- ・地産地消の観点から、給食への地場産農作物の食材使用ですが、積極的に使用するべきと考えます。これまでの実績について伺います。

◎答弁

学校給食への地場産農産物の近年の使用実績についてでございますが、統一献立におきましては、延べ使用食品数のうち、市内産を含む県内産農産物の使用割合につきましては、平成 24 年度は 10.9%、平成 25 年度は 11.5%、平成 26 年度は 12.8%でございました。

市内産農産物につきましては、平成 24 年度及び平成 25 年度の使用実績はございませんが、平成 26 年度は一部の地区で市内産の大根の使用が可能となりましたので、県内産農産物の使用割合 12.8%のうち 0.1%が市内産となったところでございます。

また、月に 1 回各学校が実施している自校献立におきましては、地元の農家から購入するなどして地場産物を可能な限り使用しております。

今後につきましても地産地消の観点から、関係局や関係団体と協議し調整しながら可能な限り市内産農産物を使用してまいりたいと考えております。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質問

- ・地域の寺子屋事業がスタートしていますが、いこいの家とこども文化センターの合築施設で展開することも考えられますが、伺います。

◎答弁

現在 11 ヶ所の寺子屋が開講しており、それぞれの寺子屋で工夫をしていただきながら、平日の放課後週 1 回の学習支援と、土曜日等に月 1 回の体験活動を実施しているところでございます。本事業の実施場所につきましては、学校施設を活用しながら、プログラムによっては市民館やこども文化センターなどを会場に事業展開されている場合もございます。

本事業につきましては、地域ぐるみで子どもの育ちを支える環境を醸成し、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的としておりますので、シニア世代を始めとする地域の様々な方の知識と経験を活かし、子ども達の放課後や土曜日の充実を図る上で、子どもと高齢者の方が集まる合築施設との連携は意義のあるものであると考えております。

今後、合築施設の状況、立地などを踏まえながら、事業展開の可能性などについて検討してまいりたいと存じます。

◆ 小杉駅周辺地区の新設小学校について

◎質問

- ・平成 31 年度の開校を目指す大学跡地の小学校は、学区の検討は未だされていませんが、協議開始の時期を伺います。

◎答弁

新設小学校の通学区域の設定につきましては、通常、開校の 2 年前に協議を行っているところでございます。

小杉駅周辺地区の新設小学校の通学区域にかかる聴聞会などの具体的な協議につきましては、平成 29 年度を予定しており、現在は周辺校の児童数の推計値などを基に検討を進めているところでございます。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- ・中学校給食事業に係る経費の総計とその主な内訳について、学校改修費およびコンサルタント委託料等も含んだ額をお示ください。
- ・また、何故、財政手法として債務負担行為を選択したのかその理由について伺います。
- ・市債を活用するという選択肢もあったと考えますが見解を伺います。
- ・また、教育委員会として県費職員の移譲による影響も含め、事業の取捨選択が求められると考えますが見解を伺います。
- ・給食センターは大規模な「煮炊きのできる場所」であり、災害リスクの高まる昨今、災害時における活用拠点としての位置づけは当然の与条件であると考えます。中でも災害時に備えた複数熱源化については過去に関係部署と協議をするとの答弁が示されていますが、これまでの経過と今後における実現の見通しを伺います。
- ・この時代に多額の税金を投じて所謂「箱もの」を造る以上、災害時はもとより、様々な活用方法について検討し、コンサルタントへの与条件とすべきであったと考えますが、どのように検討し、結論を導いたのか伺います。
- ・また、今議案の南部学校給食センターの落札者と北部学校給食センターの落札者は、同じ代表者、構成員も市内業者が1社変わっただけであとは全く同じというグループであります。総合評価方式であり、入札額はいずれも最高値ということです。審査委員会では、リスク分散の観点からも同じ事業者を選択することについて議論は無かったのか、何故、同じ事業者を選択したのか伺います。
- ・また、中部学校給食センターも、立て続けに入札が行われました。議案審査中に同様の案件で入札が行われたのは前代未聞ですが、何故このような手法をとられたのか市長に見解を伺います。

◎答 弁（市長）

学校給食センター整備等事業につきましては、平成26年11月に、PFI法に基づき、3箇所の学校給食センターの整備等事業に係る実施方針を、それぞれ単独の事業として公表し、同法に基づき民間事業者から当該実施方針等に関する御質問・御意見を受け付けてまいりました。

民間事業者からは、昨今の建設需要の逼迫、建設人材・建設資材の不足等の状況から、事業スケジュールの見直しについて、数多くの御意見・御提案をいただき、中学校完全給食の早期実施をより確実に実現可能とするため、本年1月に実施方針を修正し、スケジュールの見直しを行い、議会におきましても修正に至った経緯や内容を適宜ご説明してまいりました。

当初は、本年3月に、3箇所の学校給食センターの整備等事業に係るそれぞれの入札を同時期に行い、PFI法に基づき、それぞれの契約議案の審議をお願いする予定でしたが、市内事業者を含め、建設需給の逼迫した状況を勘案し、スケジュールを分散させることにより、各工事工程における専門工事の発注が集中することを避け、円滑に工事が実施されるよう配慮するため、現在の事業スケジュールとしたものでございます。

◎答 弁（教育長）

はじめに、中学校完全給食実施に要する経費の総額とその内訳についてでございますが、平成26年度から、学校給食センター整備等事業期間の最終年次である平成43年度までの18年間に要する経費の合計といたしまして、約446億円を見込んでいるところでございます。

その主な内訳といたしましては、3箇所の学校給食センターの整備等事業の契約予定金額として、約347億円、学校給食センター用地の取得及び借上げに要する経費として、約36億円、整備内容については学校や関係部署との協議中であり現時点での試算額ではございますが、小中

合築校及び自校方式の調理場の整備や、各中学校の配膳室等の改修等の整備に要する経費として、約 20 億円、その他、コンサルタント業者や調理業者への各種業務委託料、給食備品や光熱水費等の管理的経費として、約 43 億円を見込んでいるところでございます。

次に、学校給食センター整備等事業における財政手法についてでございますが、学校給食センター整備等事業の事業スキームの選定に際し実施いたしました「事業手法検討調査」の結果、

- ・業務を包括化した性能発注により民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できること、
- ・民間資金の活用により財政負担の平準化が図れること、
- ・施設整備に当たり国からの交付金の適用が可能であること、
- ・運営期間中も施設が市の所有であるため、施設・設備面に対しても市の関与が容易なこと、
- ・そして、他都市先進事例を考慮した、事業期間約 15 年間の、従来方式における事業期間内の総負担額と、PFI・BTO 方式における総負担額とを、学校教育施設等整備事業に係る市債の活用も含め、比較したところ、3施設とも3%台の経費削減効果、いわゆる VFM が期待できる結果となったこと

などから、学校給食センター整備等事業につきましては、PFI・BTO 方式を事業スキームとして実施することが最適であると判断したものでございます。

地方自治法におきましては、「普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為とし定めておかなければならない。」とされておりますので、同法に基づきまして、平成 26 年度から 43 年度までにおける、本事業に係る債務負担行為の設定について、平成 26 年第 4 回市議会定例会で、補正予算の議決をいただき、本年 2 月に、PFI 法に基づきまして、本事業を特定事業として選定したものでございます。本事業におきましても、国からの交付金や学校教育施設等整備事業に係る市債を活用し、財源の確保に努めてまいります。

次に、教育委員会における事業選択についてでございますが、より効率的・効果的な行政体制の構築が求められる今日、教育委員会といたしましても、引き続き、事務事業の見直しや施策の重点化を進め、広く社会情勢を見極めながら、より良い教育施策の実現に向けた事業選択を行っていく必要があるものと考えております。

次に、学校給食センターにおける複数熱源化についてでございますが、センター内に設置する市職員事務室の熱源としてプロパンガスの導入を図るとともに、さらなる防災機能の向上に向け、防災備蓄倉庫や緊急遮断弁付受水槽の整備による備蓄物資及び飲料水の確保について、関係部署と協議・検討を行ってきたところでございます。

また、事業者からは、災害時に緊急対策本部を設置し、市との緊密な連絡体制を確保するとともに、緊急支援物資として搬送された備蓄米による炊出しを行うほか、シャワー等の地域への提供などの提案も受けているところでございます。

災害時における防災機能の充実は、大変重要であると考えておりますので、今後、災害時の業務継続計画の検討も含め、具体化に向けた協議・調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校給食センターの様々な活用方法についてでございますが、学校給食施設は、国の「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」に則った運用が求められ、学校給食の安全性の確保が最優先とされるものと考えているところでございます。

学校給食以外の事業展開につきましては、食中毒防止のため、学校給食のラインと学校給食以外の事業のラインとを完全に分離するなど、さらなる施設・設備の整備が必要となる等の課題がございましたので、本事業においては困難であると、判断したものでございます。なお、今後の給食施設等のあり方につきましては、予防保全等による長寿命化や財政支出の縮減の観点を踏まえ、安全・安心な給食の提供や給食施設等の効率性等を勘案するとともに、生徒数の推計、各調理場の稼働状況、社会経済情勢の変化等を注視しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、学校給食センターの落札者決定についてでございますが、競争性を確保し、より質の高いサービスを提供できる事業者を選定するため、各学校給食センターの事業者募集におきましては、それぞれ単独の事業として「公募型総合評価一般競争入札方式」による入札公告を行い、入札参加資格では、同一の構成によるグループの参加も可能とすることといたしております。

また、学校給食センター整備等事業者選定審査委員会におきましては、それぞれの事業ごとに、入札参加者からの入札価格及び提案に対し、落札者決定基準に基づき点数化を行い、厳正に審査を行った結果、(仮称)川崎市南部学校給食センター及び北部学校給食センターにつきましては、株式会社東洋食品を代表企業とするグループ、(仮称)川崎市中部学校給食センターにつきましては、株式会社グリーンハウスを代表企業とするグループが、それぞれ選定されたものでございます。

◎再質問

- ・議案 132 号(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について再度伺います。そもそも「あたたかくておいしい給食を生徒に提供する事」がテーマであります。おいしいかどうかは、食べてみなければ判りません。選定にあたり実食はされたのか伺います。
- ・併せて「おいしい」をどう担保されるのか伺います。
- ・また、主体である生徒の声はどのように反映されたのか伺います。
- ・併せて生徒に主眼をおいた提案について事業者からはどのような提案があったのか、事業者選定の基準にどう反映されたのか伺います。
- ・また、ランチサービスの総括について伺います。
- ・総事業費、喫食率、生徒の反応等および、それらから示された課題について給食事業にどのように反映されたのか伺います。
- ・また、災害対策や活用方法などをコンサルタントへの提案条件として付与しなかったとの事ですが、危機管理意識と経済観念の欠如としか言いようがありませんが、同様にリスク管理についても疑念が拭えません。そこで伺いますが、給食センターの管理運営に関する負担区分は、運営する側が管理責任者となることが大前提であります。しかしながら今回の契約書は、市の責めに帰すべき事由および事業者の責めに帰すべき事由、双方の負担を明確に分ける契約書となっていません。契約書の管理運営基準の負担区分について、どのように協議されたのか伺います。
- ・市がモニタリングをして管理運営するとの考えが示されていますが、モニタリングをするには、高い能力と相応の時間を要します。負担区分割合を曖昧なまま契約することは即ち、10年後、20年後、結果的に市民の税金でその場しのぎの補修や修繕をすることになりかねません。現段階で負担区分を細部に亘り決めておくことがリスク管理の大前提であり、市民への透明性が確保されると考えますが見解を伺います。
- ・また、審査の際、事業者の資金調達、金利負担について議論がなされたと考えますが、明細を伺います。
- ・審査において重視したポイントについても併せて伺います。

◎答 弁

はじめに、事業者選定における実食による評価についてでございますが、本事業に対する提案を「おいしさ」という視点で適切に評価するためには、それぞれの事業者が提案する給食施設において、それぞれが調理した給食を実食し、比較する必要があるものと考えますが、現実的には困難でございますので、審査委員会におきましては、実食による評価を行わなかったものでございます。

次に、おいしい給食の提供についてでございますが、学校給食センターの開業準備期間におきましては、食物アレルギー対応食を含めた調理リハーサルや、試行給食を実施する中で検証を行うとともに、給食実施後におきましても、市の栄養士が毎日の調理作業時に調理工程についての指導や確認を適切に行うなど、安全・安心で温かくおいしい給食の提供ができるよう努めてまいります。

次に、中学校完全給食に対する生徒の声についてでございますが、平成25年12月に「中学校における昼食についてのアンケート」を実施いたしました。が、「小学校給食で特に身についたこと」との設問に対し、約2割から4割の生徒が「栄養や健康のこと」「協力して食事の準備や後片付けをすること」「食事のマナー」「好き嫌いがなくなったこと」と回答しており、小学校給食において取り組んだ食育の成果の表れであると考えるところでございます。これらを踏まえ、中学校完全給食におきましても、給食を生きた教材として活用できること、統一的な食育の指導が可能となること、共食・共同作業による食育の推進が図れることなどから、原則として全ての生徒を対象に給食を実施することとする「中学校完全給食実施方針」を平成26年10月に策定したところでございます。

次に、生徒に主眼をおいた事業者からの提案についてでございますが、事業者からは、おいしい給食に配慮した経験豊富な調理担当者の配置や、おいしい給食を提供するための「調理標準化データ」の活用、調理科学に基づいた「調理手順」の導入、調理担当者の学校訪問による生徒からの「生の声・反応」や喫食時の「温度・色味・味・量」等の把握、「食育アンケート」や保護者を対象とした「対話形式の試食会」の実施などの提案を受けたところでございます。

次に、落札者決定基準への反映についてでございますが、調理業務やその他運営業務等の評価項目において評価できるものでございますので、選定事業者の提案につきましても、これらの項目において高い評価を受けたところでございます。

次に、ランチサービスの総事業費等についてでございますが、全校で事業を開始いたしました平成16年度から平成26年度までの事業費は、配膳室整備と運営に要する経費として、総額約4億6千万円でございます。また、喫食率は、同期間において、年平均約4%でございます。生徒の反応につきましては、これまでのアンケート等により「温かいものが食べたい」「嫌いなものを食べたくない」などの声があり、課題・要望として捉えているところでございます。

本市のランチサービス事業は、これまで家庭からの弁当を持参できない時のために、それを補完する制度として実施してまいりましたが、こうした課題・要望を踏まえ、学校給食を活用したさらなる食育の充実を図り、育ち盛りの生徒にとって栄養のバランスがあり安全・安心で温かい中学校完全給食を実施するよう、現在取り組んでいるところでございます。

次に、維持管理・運営業務における負担区分についてでございますが、維持管理業務につきましては、本年2月に公表した本事業に係る要求水準書におきまして、「事業期間中に発生する修繕業務は、市の帰責事由、不可抗力を除き、すべて事業者の事業範囲」と定めているものでございまして、この条件に基づき、契約協議を行ったものでございます。

次に、負担区分の明確化についてでございますが、要求水準書の維持管理業務要求水準の各項目として、建築物、建築設備、附帯施設、調理設備、食器食缶等、施設備品等の項目を設け、それぞれ事業者の負担において適切に維持管理及び修繕・更新等を行うよう規定しているところでございますので、確実に実施されるようモニタリングしてまいりたいと考えております。

次に、資金調達計画に関する審査についてでございますが、評価の視点といたしまして、資金調達方法の適切性、資金調達の確実性の点などから審査いたしました。が、金融機関から融資確約書を取得していることや資金計画に関する提案を確認し、実行性の高い資金調達計画となっていると評価されたところでございます。

◆ 公益財団法人川崎市学校給食会について

◎質問

- まず、役員を含む職員の数と本市との関係ですが、常勤非常勤の総数 16 名のうち役員が 9 名となり、その中の 5 名が市の OB となっています。得てして出資法人には職員よりも役員の方が多く団体が散見いたしますが、それぞれの職務内容を伺います。
- また、事業費と管理費の按分の考え方、根拠を伺います。
- 次に、給食事務システム機器の導入経緯、加えて今後中学校給食導入時の職員体制とシステム機器のあり方を伺います。
- また、給食物資の中でも、牛乳、米、パンの調達には神奈川県学校給食会が利用されており、本市独自の調達についても検証をすべきと考えますが、見解を伺います。
- 次に、給食費未納対策について、教育委員会と学校給食会の現在の対応状況、近年の滞納額の推移を伺います。
- 未納が発生した場合、その穴埋めは税金を投入するのではなく、やりくりによって補填をする形になっています。これは、給食費を納付している家庭のお子さんが本来摂取可能な献立の品数や食材の減量を余儀なくされていることとなります。公金同様に、厳しく取り組み、督促に応じない場合の裁判手続き等への規定を作るべきですが、本市の見解を伺います。

◎答弁

はじめに、学校給食会の執行体制についてでございますが、常勤の役員といたしまして、業務執行の責任者として法人を代表し、その業務を執行する理事長、業務執行理事として、理事長を補佐する専務理事の計 2 名でございます。

次に、職員でございますが、給食費の未納対策、学校相談に対応する常勤嘱託職員 1 名、食材の会計を総括する常勤職員 1 名、食材の数量計算、発注、学校連絡調整を行う非常勤職員 5 名の計 7 名でございます。

学校給食会としては、以上 9 名で業務を執行しておりますが、その他の非常勤の役員として、業務執行に関する重要事項を決定し、理事の職務の執行を監督する理事会を構成する理事が 5 名、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する監事 2 名を設置しております。

次に、財務諸表における事業費と管理費の考え方についてでございますが、平成 20 年度に内閣府公益認定等委員会によって示された会計基準に則り、事業の目的のために要する費用である事業費と、事業を管理するため、経常的に要する費用である管理費のそれぞれに費用を計上しているところでございます。法人としての主たる目的である公益目的事業に係る比率につきましては、同委員会がガイドラインにおいて示した「50%以上であれば、主たる目的とするものであることを満たすものと判断する」ことを踏まえ、職員の従事割合や機器の使用割合等の過去の実績から配賦割合を学校給食会において決定しているものでございます。

次に、給食事務システム機器の導入経過についてでございますが、現在の事務システムは、業務効率化のため、平成 16 年度に開発されたものを導入し、以後改修を重ねつつ使用してきたものでございます。

今後につきましては、老朽機器の更新を見据え、中学校完全給食の実施に伴う学校給食会の業務を精査し、学校給食管理システムとして新たなシステム開発を行う予定でございます。新たなシステムにおきましては、学校、教育委員会、及び学校給食会とをインターネット接続することで情報伝達を行い、業務の負担軽減、入力時の人的ミスの低減により効率的な業務執行が図れるものとなるよう求めているものでございます。

次に、給食物資の調達についてでございますが、公益財団法人神奈川県学校給食会は、パン、

米、牛乳などの主食用食材を適正価格で安定的、円滑に供給するために、学校給食を実施する県下の市町村合同での買い付けや製品化を行っております。

また、地場産物の利用促進のために、生産者団体等との連携による県域の地場産物の普及、食材開発などの事業に取り組んでおり、神奈川県産の米、牛乳などを取り扱っています。

学校給食における地場産物の使用につきましては、食育基本法に基づく国及び県の食育基本計画により、使用割合を30%以上にするという目標がございますが、現在、市内産の農産物は供給量が少ないため、本市では県内産の農産物を使用するよう努めております。

神奈川県産の米、牛乳などは独自ルートでは入手が困難であるため、現在は、公益財団法人神奈川県学校給食会からの調達を行っておりますが、今後は、本市独自での調達の可能性について、安全性や安定性、価格、事業の意義などを考慮に入れ検討しなければならないものと考えております。

次に、給食費の徴収についてでございますが、平成23年度以降、学校給食会は未納対策の学校相談員を配置し、学校と連携し、給食費の回収に努めてまいりました。

近年の各年度に発生した滞納額の推移といたしましては、各年度の6月末日現在の額としまして、

平成23年度は、520万5,240円

24年度は、483万8,830円

25年度は、424万7,460円

26年度は、222万2,240円

となっております。

なお、平成19年度から本年6月末日現在までの未納額の累計といたしましては、1,632万9,595円となっております。

次に、給食費が未納となっている保護者への対応についてでございますが、給食費の未納は、学校給食制度の公平性を損なうものでございますので、督促の際、学校給食の意義を理解いただくよう説明を行うことや、弁護士への相談を踏まえ、適切に債権の回収ができるよう努めてまいりたいと考えております。

■ 代表質問（9月10日）公明党 ■

◆ 防災キャンプについて

◎質問

- ・文部科学省では、学校が避難所として機能するために防災キャンプを推奨しています。本市においても、既に地域で学校を利用した防災キャンプを実施しているところがありますが、現状と今後の取り組みを伺います。

◎答弁

本年度、市立学校の体育館を利用して避難所生活体験を実施している地域は5箇所ございます。実施主体は、避難所運営会議、町内会、コミュニティースクール、PTA、おやじの会などでございまして、宿泊体験とともに、簡易トイレの組立て、炊き出し訓練、AEDを使った心肺蘇生法訓練、起震車体験などを行っております。

今後、学校防災研修会を通じて、こうした取組を市立学校に紹介し拡充に努めてまいります。併せて、学校と地域の各防災組織が協力し合い、災害時の対応等を学ぶ避難所生活体験や、防災教育を推進することにより、地域の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

◆ フリースクールについて

◎質問

- ・これまで、我が党は不登校やひきこもりの児童・生徒の受け皿として学校制度を補完し、多様な学び方を提供するフリースクールを公的に位置づけるよう求めてまいりました。国では具体的に学校外で義務教育を容認する検討が進んでいます。実現すれば74年ぶりの転換となりますが、市長に見解を伺います。
- ・フリースクールは教育機関として位置づけられていない為、公的な位置づけを求める声がある一方で、公的な支援を受けることによって教育内容や運営の多様性が損なわれないかという懸念もあります。見解を伺います。
- ・フリースクールを拡充すべきです。フリースクールの現状と今後の取り組みを伺います。
- ・また、フリースクールへの通所に対する出席扱いの考え方について伺います。
- ・あわせて、各学校においても出席扱い等については十分に理解する必要があることから、学校とフリースクールとの連携は重要です。取組について伺います。
- ・今後は、国の動向に注意しながら、不登校児童生徒それぞれの子どもの能力を活かせるよう、子どもたちの側に立った支援策の検討やフリースクール等に通う児童生徒の保護者が支払う月謝等の負担軽減策を進めていくべきと考えますが見解を伺います。

◎答弁（市長）

私たちの未来を担う子どもたちが充実した環境の下で初等中等教育を受けることは何よりも重要であると考えております。

現在、国におきましては、様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けられない子供や、学齢を超えた後に義務教育諸学校への就学を希望する者がいることを踏まえ、フリースクール等の多様な教育機会確保のための施策の検討がなされておりますので、その動向を注視しているところでございます。

◎答弁（教育長）

不登校の子どもたちの実態や取り巻く環境に応じた学びの場の確保は重要であると考えております。

はじめに、フリースクールへの公的な支援と保護者への負担軽減策についてでございますが、現在、国におきまして、経済的支援の対象をフリースクール等の学習施設とするか、フリースクールに通う子ども個人とするか等の検討がなされているところでございますので、今後その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、フリースクールの現状等についてでございますが、フリースクールは民間施設であり、その設置等につきましては教育委員会が所管するものではございませんが、市内のフリースクール等といたしましては「NPO法人教育活動総合サポートセンター」及び「NPO法人フリースペースえん」が教育委員会と連携を図りながら、それぞれの特徴を生かして活動しているところでございます。今後の取組につきましては、教育委員会とフリースクールとのより一層の連携を図るとともに、教育委員会所管のゆうゆう広場におきましても、不登校児童生徒の多様な学びの場として活動の充実を図り、不登校児童生徒の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、出席の扱いについてでございますが、平成 15 年の文部科学省の通達「不登校への対応の在り方について」に従い、一定の要件を満たす場合に、フリースクール等の施設における活動日数を指導要録上出席扱いとしております。

次に、学校とフリースクールの連携につきましては、フリースクール等民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であることが重要であるため、市内の「教育活動総合サポートセンター」及び「フリースペースえん」から、保護者の承諾の下、定期的に活動状況及び出席状況を各学校が報告を受けるなどの連携を図っているところでございます。

◆ 中学校夜間学級について

◎質問

- ・国では我が党提案により、文部科学省は不登校などで中学校の授業を十分に受けられなかった人の「学び直しの場」を確保するため、すでに中学を卒業した場合でも夜間中学で受け入れるように求める内容を、政令指定都市の教育委員会に通知しました。本市の対応について伺います。
- ・あわせて、外国籍の既卒者に対する対応について伺います。

◎答弁

中学校既卒者の中学校夜間学級への受入れにつきまして、本年 7 月 30 日の文部科学省の通知には、「様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま、学校の配慮等で中学校を卒業したもののうち、改めて中学校夜間学級で学び直すことを希望する者に対して、収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましい」と示されております。

教育委員会といたしましては、この通知を受け、現在、入学条件の 1 つにございます「義務教育未修了」の取扱いについて、国の動向も踏まえるとともに、中学校既卒者の入学を認めた場合には、入学希望者の増加が予想され、教室等の確保や教職員の配置、生徒一人ひとりに応じた教育課程の編成等、様々な課題が生じることが予想されますので、対応を十分に検討してまいりたいと考えております。

また、外国籍の既卒者につきましても、同様に、対応を検討してまいります。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- ・仮称南部中学校給食センター整備事業についてです。BTO 方式により、落札者が決定しました。事業費内訳の施設整備費についてですが、本事業の設計・建設業務などの施設整備費は、提供食数同等規模の仙台市の約 29 億円に対し約 47 億円と割高感があります。妥当性等についての見解を伺います。

- あわせて、約 154 億円の算出根拠を伺います。
- 中部・北部を含め、学校給食について平成 29 年秋提供に向けたスケジュールについて改めて伺います。
- 給食時間の確保についてです。完全給食実施時には、配膳等準備及び後片付けの時間も考慮した適切な時間の確保が重要です。検討状況を伺います。
- あわせて東橋中学校の時間確保について伺います。

◎答 弁

はじめに、(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業に係る施設整備費についてでございますが、同センターの施設整備費は、資金調達に係る金利を除き、約 47 億円であるのに対しまして、仙台市において平成 20 年度に入札が行われました新高砂学校給食センターの施設整備費は、金利を除き約 29 億円と伺っているところでございます。

これは、南部学校給食センターにつきましては、提供食数が最大約 1 万 5 千食であり、かつ、炊飯施設も設置する予定であるのに対しまして、新高砂学校給食センターの提供食数は最大約 1 万 1 千食であり、炊飯施設も設置されていないと伺っており、施設の規模や機能が異なるものでございます。また、入札の時期につきましても、新高砂学校給食センターは東日本大震災前の平成 20 年度でございますので、東日本大震災以降の建設資材や労務費等の物価上昇も南部学校給食センターの施設整備費に影響しているものと考えているところでございます。

次に、(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業に係る契約予定金額の内訳についてでございますが、設計・建設業務の対価として、金利を含めて約 55 億円、14 年 10 か月間の維持管理・運営業務等の対価として、約 99 億円でございます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、南部学校給食センターにつきましては、本定例会で事業契約の締結に係る議決をいただいた後、直ちに設計・工事に着手し、開業準備等を経て、平成 29 年 9 月から、中学校完全給食を実施していく予定でございます。

また、(仮称)川崎市中部学校給食センター及び北部学校給食センターにつきましては、第 5 回市議会定例会で事業契約の締結に係る議決をいただきたいと考えており、事業契約締結後は、直ちに設計・工事に着手し、開業準備等を経て、平成 29 年 12 月から、それぞれ中学校完全給食を実施していく予定でございます。

次に、給食時間についてでございますが、平成 28 年 1 月からの試行実施を予定しております東橋中学校も含め、現在、多くの中学校におきましては、昼食時間と昼休み時間を合わせ、40 分間程度の設定としているところでございます。完全給食実施時におきましては、配膳等の準備及び後片付けの時間も考慮した適切な時間の確保が重要であると認識しているところでございますので、現在、教育委員会と学校が連携し、他都市の状況等について調査・研究を行いながら、同校も含め、中学校給食における適切な給食時間の確保について、検討を進めているところでございます。

東橋中学校における試行実施では、給食時間を含めた様々な課題に対し検証を行いながら、より円滑な全校本格実施に資するよう、取り組んでまいりたいと考えております。

◆ 給食費の公会計化について

◎質 問

- これまでも求めてまいりました公会計化の導入についてですが、その後の進捗状況を伺います。

◎答 弁

給食費の公会計化につきましては、全市的な業務執行体制の整備や徴収管理システムの構築、法的な対応などの様々な課題がございますので、公会計化を実施した自治体の情報を聴取してい

るところでございます。公会計化につきましては、収納率向上等の効果も含め、他都市の状況を注視しながら検討してまいります。

■ 代表質問（9月11日）民主みらい ■

◆ 「アクションプログラム2014」実施結果について

◎質問

- ・事件の報告書公表から2日後、総務委員会において、教育委員会事務局より「アクションプログラム2014」に基づく重点課題進行管理シートについての報告がありました。当局の自己評価に基づいた管理シートですが、スクールソーシャルワーカー等事業の記載について、本事件を受け、表現方法について工夫すべき点があったのではないのでしょうか。加筆を求めたいと考えます。この部分は、教育長の見解を伺います。

◎答弁

新たな総合計画策定までの間における市政運営の基本的な方針を示すアクションプログラムでは、重点課題を中心に、その達成状況の把握による着実な進行管理が定められており、各事務事業の実施結果について、個別に達成状況を記載するものでございます。

スクールソーシャルワーカー等に関する事業につきましては、事業本来の目的に即して、支援の対象となった児童生徒一人ひとりに対する効果や取組の課題をできるだけ客観的に捉え、評価を行ったものでございますが、スクールソーシャルワーカーの派遣の在り方につきましては、改善すべき点もあると認識しておりますことから、関係局と協議して、その記載を追加してまいりたいと考えております。

中学生死亡事件の総括につきましては、庁内対策会議における多角的な見地からの詳細な検証と考察が行われておりますので、教育委員会といたしましても、報告書に基づき再発防止に積極的に取り組んでまいります。

◆ 高校改革について

◎質問

- ・県立高校は今後、少子化等の問題から再編・統合を進めるとしています。年内にも具体的な地域や校名まで示される状況です。地区における対象生徒数と学校数の問題については川崎市立高校にも関係する問題になりかねません。一方、本市では対象生徒数が平成35年まで増加傾向にあり、これまで市立高校は特色ある高校としての改革を進め、学科の改編・新設、中高一貫校の設置、定時制の改編などを行ってきています。今回の県立高校の再編・統合と市立高校の課題は分けて検討してきた経過があります。そこで今回の県立高校の再編問題について、本市としてどのような認識を持っているのか伺います。
- ・また、現在進められている市立高校改革の進捗、完了年度、その後の取組予定について伺います。

◎答弁

はじめに、県立高校の再編・統合につきましては、本市の中学生の高校進学に大きな影響があるものと認識しております。本市における中学校卒業予定者数は今後も増加傾向にございますので、本年12月に示される県立高校改革の実施計画（案）においては、本市の状況を含めた再編・統合が計画されるよう、神奈川県教育委員会に働きかけているところでございます。

次に、市立高校改革につきましては、平成19年度に策定した「市立高等学校改革推進計画」第1次計画の完了を目指し、平成26年度の川崎高校における中高一貫教育の開始と二部制定時制課程の開設をはじめ、平成29年度の商業高校における全日制課程普通科の設置、及び定時制課程商業科の川崎総合科学高校定時制課程への移管に関する取組を進めているところでございます。その後の新たな計画の策定につきましては、第1次計画の評価や実績、中学校卒業予定者数の推移

などを見据え、引続き本市における特色ある市立高校改革を進めてまいります。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

議案第132号(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結に関連していくつか伺います。

- まず、財源の裏付けについてです。これまで各会派が、巨額の大型投資となる学校給食センター整備等事業について財源の裏付けを求めてきました。市長は、「何か特定のものをスクラップするのではなく、財政全体の枠組みの中で調整する」としてはいますが、将来に渡る減債基金の返済方法、また近い将来予定されている大型事業が、現段階では今後の財政収支推計には盛り込まれていません。学校給食センター整備等事業については、平成43年度まで、総額およそ347億円に上る投資です。どのように担保しているのか明確にお答え下さい。
- 本議案の、契約の相手方となっているのは、株式会社東洋食品を代表企業とするSPC(特定目的会社)です。東洋食品は、すでに、はるひ野小中学校でランチサービス業務を1000食ほど担っているため、一定の実績があると考えますが、これまでの業務の中で問題点等はなかったのか、学校、行政との連携含め詳細に伺います。
- 審査委員会からSPCへの要望として、事業スケジュールに関し、設計・建設段階については、市の状況、要望を踏まえ、細かな調整を行い実施することが求められています。今後、どのように協議していくのか伺います。
- また、建設予定地域周辺の住民への説明についても伺います。
- 設計から工事、完成に至るまで、様々な段階でSPCに対する本市のモニタリングが求められます。モニタリングを行った結果、要求水準を満たしていない場合の措置・対応について伺います。
- 新国立競技場にみられる、建設コストのオーバーラン、建設期間のタイムオーバーランなど、今後、建設段階で想定されるリスク管理において、SPCまた本市がどのように対処するのか伺います。
- 契約変更等が発生した場合の対応についても伺います
- 併せて想定される物価変動等への対応についても伺っておきます。
- 施設の維持管理運営についてです。PFI事業において、課題となるのが、日常・定期・随時のモニタリングです。今回の給食センター整備は、巨額な事業であるとともに、本市では初の試みです。従前のように、単に、現場から上がってくる報告書にハンコを押して確認するのではなく、SPCが提供するサービス等について、本市は、定期的に協議の場を設けるなど、モニタリングをこれまで以上に徹底することが求められます。どのように行うのか伺います。
- また、本市が、SPCに対する達成すべきアウトプット(成果・実績)の提示をどのように示すのか伺います。
- これまでの事例により、SPCから提供されるモニタリングの報告書自体を市職員が読み込めないなど、市職員の監督責任とスキルアップが必要です。対応を伺います。
- 運営段階に生じるリスクについてです。他都市のPFI事業において、SPCの構成事業者が脱落するケースも散見されます。SPCの中核である株式会社東洋食品に問題が生じた場合のバックアップ企業の詳細について伺います。
- これまで地域経済、地域社会への貢献について求めて来ました。南部については、維持管理業務に市内業者が参入しているとのことですが、入札提出書類受付時に含まれる関心表明書の内容について詳細を伺います。
- 食の安全について伺います。契約の相手方は、本市を含む、他都市においても中学校完全給食の支援経験が豊富であり、食中毒やアレルギー対応をはじめとするリスク管理や施設建設、維

持管理等、実績に基づいた様々な提案が高評価に繋がったということです。一方、給食を食べる子どもたちの満足度にも繋がる「運営業務の基本方針」の項目において、子どもに視点を置いた提案が無く、評価も配点42点に対し、21点C評価と低いことが懸念されます。業者の経験に基づいたノウハウや信頼度はあって然るべきですが、そもそもこの中学校給食の議論で最も重要な「保護者や子どもが望む給食の提供」がなされるのか伺います。

◎答 弁

はじめに、学校給食センター整備等事業に要する経費についてでございますが、平成26年第4回市議会定例会にて議決された補正予算におきまして、平成26年度から43年度までの支出予定額として、総額約356億円の債務負担行為を設定しておりまして、本年7月にお示しいたしました「新たな総合計画素案」におきましても、一般財源ベースでの今後の収支見通しの中に反映されているところでございます。

次に、はるひ野小中学校の給食とランチサービスについてでございますが、現在、はるひ野小中学校におきましては、運営業務をPFI事業者である「はるひ野コミュニティサービス株式会社」が行っており、その構成企業である「株式会社東洋食品」は、小学校給食1,100食と、中学校ランチサービス約200食を提供しております。小学校給食におきましては、20食以上の食物アレルギー除去食への対応も確実にしており、これまでの間、業務遂行上の問題は起こっておりません。また、ランチサービスにつきましては、平成20年度の開始以来、喫食率は徐々に向上しており、平成26年度の喫食率は平均70%を超えております。

ランチサービスの食材の発注、献立表の確認等につきましては、株式会社東洋食品、はるひ野小中学校、教育委員会で連携しながら行い、安全で円滑な提供に努めております。

今後も、要求水準書を満たした業務が実施されているかについてモニタリングを行ってまいります。

次に、今後の事業者との協議についてでございますが、(仮称)川崎市南部学校給食センターにつきましては、本定例会で事業契約の締結に係る議決をいただいた後、提案に基づき事業者と協議しながら、設計及び事前調査等に着手してまいりたいと考えております。

次に、周辺住民の方々への説明についてでございますが、学校給食センターの建設に当たりましては、要求水準書において、建設時及び運営時を含め、近隣への騒音・振動・臭気への影響を抑えるよう定めているところでございますので、周辺住民の方々には、設計段階から意見聴取会を開催するなど、計画について十分に説明を行い、御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、工事完成に至るまでのモニタリングについてでございますが、本事業契約におきましては、「モニタリングの結果、事業者による施設整備業務の遂行が、本契約に違反し、又は逸脱していると市が判断した場合には、市は、施設整備業務について、事業者に対し、是正勧告を行うものとし、事業者は、この勧告に従わなければならない」と定めているところでございますので、厳正に対応してまいりたいと考えております。

次に、建設段階におけるリスク管理についてでございますが、市の責めに帰すべき事由及び不可効力等による場合を除き、設計・建設の遅延や設計変更につきましては、事業者のリスク分担となっているところでございますので、事業期間内に実施できるよう、適切にモニタリングしてまいりたいと考えております。

次に、変更契約についてでございますが、要求水準の変更等が必要な状況が生じた場合につきましては、変更にいたる事由に応じて、事業者と協議を行い、費用負担等を定めてまいりたいと考えております。

次に、建築資材等の物価変動等への対処についてでございますが、本事業におきましては、「国土交通省建設統計月報」の「建設工事費デフレーター」の指標値を用い、入札書提出時の指標値

と建設工事着工日の属する月の前3箇月分の指標値の平均値とを比較し、一定以上の変動がある場合、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申入れを行うことができることとしているところでございます。

次に、維持管理・運営業務のモニタリングについてでございますが、市は、事業の実施状況について、要求水準を達成していることを確認するため、「モニタリング実施計画書」を策定することとしております。また、定期モニタリングとして、事業者が作成し、提出した「月間報告書」又は「四半期報告書」の内容を確認するとともに、必要に応じて給食センターを巡回し、予め協議の上定めたモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を随時確認・評価いたします。また、市及び事業者が出席する会議を定期的開催し、日常モニタリング、定期モニタリングの結果報告を行い、意見交換等を行うなど、モニタリング実施計画に基づき、確実に実施してまいりたいと考えております。

次に、事業者が達成すべき業務の成果確認についてでございますが、要求水準書及び提案書等に基づく、事業者が実施すべき業務内容を、確認項目として詳細に「モニタリング実施計画書」に盛り込むことで、事業者の実施状況を確実に確認してまいりたいと考えております。

次に、市職員の監督責任とスキルアップについてでございますが、モニタリング実施計画の策定段階から、市職員が業務内容についての理解を深めることにより、確実に監督責任を果たすとともに、業務経験を重ねることにより、給食センターについての専門性を高めてまいりたいと考えております。

次に、運営企業のバックアップ体制についてでございますが、事業者からは、運営企業が業務継続できなくなった場合等に備え、学校給食に実績のある株式会社レクトンを代替企業として確保する旨の提案を受けているところでございます。

次に、「関心表明書」についてでございますが、「関心表明書」は、入札参加グループが落札した場合に、速やかに受託の検討を行うことを表明するものでございます。本事業におきましては、建設業務や維持管理業務において、13社から関心表明書が提出されており、そのうちの9社が市内事業者でございましたので、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

次に、保護者や子どもが望む食事の提供についてでございますが、事業者からは、おいしい給食を提供するための「調理標準化データ」の活用、調理科学に基づいた「調理手順」の導入などの提案を受けたところでございます。これらの提案につきましては、審査委員会におきましても、調理業務やその他運営補助等の評価項目で、高い評価を受けたところでございます。

今後、中学校完全給食の実施に向けましては、生徒の満足度にも配慮しながら、安全・安心で温かい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

◆ 公益財団法人川崎市学校給食会について

◎ 質 問

- 主な事業は、小学校と特別支援学校の給食用食材の調達事業と、その代金の支払い、食材の衛生管理及び調査ということです。現在、長期欠席者や校内行事等による食数変更については、教員と学校給食会が紙とファックスでやり取りをするなど非効率的な手法で行われています。今後は、システムを開発し簡略化されるとのことですが、具体的に伺います。
- 次に、給食費の徴収について伺います。本市の給食費未収率は、この数年間 0.1%以下で推移しているということですが、学校現場では、この未収金の回収作業が教員の負担となっております。給食費の徴収に関する事務作業を、学校給食会に相応の人員を配置し、担うことはできないか見解を伺います。
- 今後、中学校給食の食材調達も行うということですが、落札事業者選定審査講評において、地域経済への貢献も評価のひとつにあります。そもそも食育基本法に基づく食育基本計画の目標値の30%を大きく下回っている現状です。本市の地場産の農産物の使用率の向上の取り組みに

ついて伺います。

- 次に、給食費について伺います。前回、消費税が上がった際は献立の工夫などで対応し、値上げを実施しなかったということですが、平成 29 年 4 日から消費税が 10%になります。今後の対応について伺います。
- また、小学校給食は一食当たり、低学年 220 円、中学年 230 円、高学年 240 円となっていますが、この細分化された金額設定が給食に関する事務作業をさらに複雑化しています。全国の政令市を見ても、小学校の給食費をこのように 3 段階に細分化している例は、本市と千葉市のみであり、多くが全学年一律、または高学年、低学年の 2 段階の分割で行っています。小学校 6 年間を一単位と考え、一律にすべきと考えますが見解を伺います。
- 次に、学校給食会の職員体制について伺います。唯一のプロパー職員が本年度で定年退職の予定であると仄聞します。中学校給食の業務も増える中、非常勤職員のみでの体制で良いのか、人材の育成も含め今後の職員体制の考え方を伺います。
- 次に、平成 26 年度決算では、未収給食費予納徴収金が 94 万円余減少したにも関わらず、過年度未収給食費予納徴収金が、前年度末から、180 万円余増の 1435 万円余、貸倒引当金が 632 万円余計上されています。引当金の計上基準では、貸倒引当金は、債権金額に過去の回収実績に応じて貸倒れが見込まれる額を計上しているとの説明ですが、前年度末計上であった引当金がなぜ今年度計上されたのか伺います
- 引き当て処理される 632 万円余の算定根拠について伺います。

◎答 弁

はじめに、給食費の徴収についてでございますが、教職員が児童生徒と向き合う時間や教材研究など教育指導に充てる時間を確保することは重要であると考えております。学校給食会は、これまで学校と未納者への対応について協議したり、通知文書の検討や家庭訪問に同行しているところでございますが、教育委員会と学校給食会におきまして、教職員の負担軽減に向けた検討を行い、連携して対応してまいります。

次に、本市の学校給食における地場産の農産物の使用割合についてでございますが、統一献立におきましては、平成 26 年度は、県内産 12.8%、そのうち市内産は 0.1%でございました。

地場産物を使用し「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育むことにつながるものと思われれますので、これからも、県や関係団体、関係局と協議し、十分に調整を行いながら学校給食における地場産物の使用割合の向上に取り組んでまいります。

次に、食材供給に関わる市内業者の活用についてでございますが、食材調達を行う学校給食会では、主に市内に店舗を有する事業者を学校給食用物資納入業者に指定しておりますので、今後も地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

次に、給食費についてでございますが、平成 29 年 4 月に消費税率が 10%に改定された際の給食費の対応につきましては、給食運営の安定化、学校給食の充実等を考慮した適切な額について、食材の価格の推移なども注視しながら、平成 28 年内を目途に検討してまいりたいと考えております。

次に、小学校の給食費の金額設定についてでございますが、昭和 37 年に、国の定める栄養量の基準に伴い 2 段階とし、昭和 63 年に 3 段階に改定された際に、給食費も 3 段階とし現在に至っております。

小学校の全学年を一律とすることにつきましては、他都市の実施状況等を調査しながら、給食事務の負担軽減の観点からも、今後、適切な給食費の額と併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、学校給食会の職員体制についてでございますが、中学校完全給食実施に伴い、小学校給

食における1日3種類の献立、及び特別支援学校の献立での、約7万7千食の食材発注に加え、中学校給食における1日5種類の献立での、約3万食の食材発注が必要となる上、給食費の管理に要する業務も増加いたしますので、これらの業務量等の検証を行い、効率的で適正な執行体制について、関係局と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

また、学校給食会の職員の実務においては、契約事務等における適切な会計処理、学校教育活動への理解や、食材や衛生管理に関する知識が必要でございますので、職員が培った知識やノウハウを共有、継承発展させるよう研修を行うことも必要と考えております。

次に、貸倒引当金についてでございますが、学校給食会の財務諸表につきましては、平成20年度に内閣府公益認定等委員会によって示された会計基準に則り、作成しているところでございます。貸倒引当金は、会計処理上は従前から想定された科目でございますが、給食費の会計としてこれを扱うことについて検討していくなか、平成26年度決算の作成にあたり、公認会計士からも指摘を受け計上したものでございます。

次に、繰入額の算定根拠についてでございますが、平成19年度以後の給食費未納額に対し、その後の回収実績を踏まえ、回収不能となる可能性の高い事案を想定したものでございます。

◆ 学校における健康診断について

◎質問

・宮城県、長野県、大阪府の3府県の保険医協会の調査では、学校歯科健診で「要治療となった小学生の半分、中学生の3分の2が歯科医療機関を受診していなかったことがわかりました。川崎市として、歯科、眼科、耳鼻科、内科など学校健診の結果で「要治療」と診断された児童生徒に対し、その後の受診状況の追跡調査を実施すべきと考えますが伺います。

◎答弁

学校における健康診断の大きな役割には、家庭における健康観察を踏まえた上で、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握すること、及び、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てることの二つがございます。

各学校におきましては、健康診断の結果を保護者へ通知し、早期に医療機関を受診することや注意事項をお知らせしております。

医療機関の受診結果につきましては、保護者からの報告により各学校において把握し、適正な生活管理指導を行っております。受診をしていない児童生徒やその保護者に対しましては、個別の健康相談や保健指導を行い、医療機関への受診をすすめているところでございます。

◆ 少人数学級について

◎質問

国の経済財政諮問会議や財政制度等審議会において、教職員定数を計画的に合理化すべきとの主張がなされたことに対し、この6月、全国連合小学校校長会長名に続き、日本PTA全国協議会も緊急要望書をだし、川崎市議会議長宛てにも川崎市PTA連絡協議会との連名で緊急要望書が提出されたことと思えます。

ここでは「進行する教育改革への対応、いじめ、不登校問題をはじめとする子どもたちの健全育成への取り組みなど教育課題は山積している」合理化計画を策定し、教職員定数を削減すれば、少人数教育や特別な支援が必要な子どもたちへの対応等の取り組みができなくなり、教育環境が悪化することは明らかです、としています。

この合理化計画に対して、文科省は調査資料を作成し、反論しています。「指導体制と教育効果の関係について」では、不利な家庭環境に置かれた児童生徒が数多く在籍する学校においては、学習集団が小さいほど正解率が高くなる傾向、学習集団が小さいほど子どもたちの自己肯定感が高くなる傾向と、学習集団が小さいほど、児童生徒の授業中の私語が少なく、落ち着きが高い傾向、授業中の私語が少なく落ち着いている学校ほど、学力が高い傾向、などと、学習集団を小さくすることの優位性をあらゆる角度から論じています。

学習面の改善、不登校、いじめをなくしていくためにも、有効な手立ては1クラスの児童生徒数を少人数にしていくことが大切だと、明確に述べています。

「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」のなかでも、川崎市の不登校児童生徒の出現率が2014年度、小学校238人で前年度の210人から約13%増加していること。中学校では1048人で、前年度の1010人から約3.7%増加していて、全国平均に比べて大きく上回っているという現実があり、1人ひとりの状況に応じた「社会的自立へ向けた支援」及び「登校できない期間が長期に及びことを未然に防ぐ取組み」を推進していくことが喫緊の課題になっている」と記しています。

・不登校児童・生徒問題を真正面からとらえ減らしていく、そのためにも、川崎では少人数学級を拡大していくことこそ必要ではないでしょうか。伺います。

◎答 弁

これまでの本市の不登校対策といたしましては、不登校児童生徒の実態を把握し、一人ひとりの状況に応じた「登校再開へ向けた支援」を行うとともに「新たな不登校を生まない未然防止の取組」を進めてまいりました。今年度から、こうした対策に加え、不登校につながる可能性のある長期欠席傾向の児童生徒に対するケアをより一層重視したところでございます。

各学校と区・教育担当が連携を図りながら個々の児童生徒の状況を的確に把握し、不登校の未然防止についての必要な対応が適切に行われているかについて、区・教育担当が確認しております。

一人ひとりの子どもたちが、日々の授業や学校生活の中で、「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」を推進していくとともに、家庭との連携を図りながら、不登校の未然防止に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

少人数学級の推進を含め、多様な子どもたちの学習状況に対してきめ細やかな対応を図ることは大切であると考えております。

先月、文部科学省から平成 28 年度予算概算要求が公表され、その中には、学校現場が抱える課題への対応などを目的とした教職員定数の改善が盛り込まれているところでございます。

少人数学級の対象学年拡充のためには、教職員配置の充実が不可欠でございますので、今後も教職員定数の改善について、国に強く要望してまいりたいと考えております。

◎再質問

中学校の校長先生に伺いましたが、担任の先生が不登校の児童生徒の家庭訪問をすると、子どもだけでなく保護者も疲れ、親子共々憔悴しているケースが多いとのこと。家庭との連携も簡単ではありません。先生方は不登校の児童生徒がいれば、電話や家庭訪問などの対応に努力され、部活動の指導や教材研究、事務処理などをこなして夜 8 時過ぎから家庭訪問に出掛ける先生もいます。多忙の中、不登校への早期の対応や未然防止、一人ひとりの子どもを手厚くみるには、1 クラスの子どもの数が多すぎる問題があります。

すでに 13 の政令市が、県や市の独自の予算取り組みで小学 3 年生以上、特に「中 1 ギャップ」対策として中学校などで 35 人以下学級を実施しています。

不登校の出現率が、中学校全体で政令市ワースト 3 位、中学 2・3 年生ではワースト 1 位の川崎市が、国の制度と予算措置の枠内にとどまり、少人数学級が小学 2 年生までというのは、多くの教職員・父母として納得できないことです。

- ・教職員定数の改善を国に強く要望するだけでなく、2 年後の財源移管を前にして、市独自で今から小学 3 年生以上、特に中学校でも 1 年生から段階的にでも少人数学級を導入する検討に入るべきです。教育長に伺います。

◎答 弁

本市におきましては、国に先駆ける形で小学校 1 年生の 35 人学級を導入し、現在は小学校 1 年生及び 2 年生の全学級で、さらに小学校 3 年生以上におきましても、各学校が実情に応じて、神奈川県の研究指定制度を活用するなどしながら、少人数学級の実施に取り組んでいるところでございます。

本市といたしましては、「かわさき教育プラン」にかかげる各種施策の実現を目指し、引き続き、神奈川県の研究指定制度を活用するなどして少人数学級の実施に取り組むとともに、各学校の実情を的確に捉え、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、きめ細やかな指導の推進に努めてまいりたいと考えております。

◎再々質問

不登校を背景として起こった今回の中学生死亡事件の当該校は、当時、1 学級 40 人だと言われています。教育委員会の検証委員会報告書でも当該校の教職員アンケートでは「教職員の多忙感や生徒と向き合う時間の不足を指摘する意見が多かった」とされ、「一人一人への丁寧な対応の必要性」が指摘されています。今回のような事件を繰り返さないため、市民とともに総論議を起こすとともに、教育条件の改善策として、まずやるべきことは、一人一人に先生の目がゆきとどく少人数学級の導入は避けて通れない政策ではないでしょうか。

- 先ほど教育長の答弁では「国に先駆ける形で小学校 1 年生の 35 人学級を導入した」と述べられたが、国の動向にかかわらず、やる気になれば市が独自に実施できるということです。検討について、再度伺います。

◎答 弁

多様な子どもたちの学習や生活の状況に対して、きめ細やかな指導を図ることは大切であると考えております。

本市におきましては、少人数学級とともに、少人数指導やチーム・ティーチング等により、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズへの対応を希望する学校もございますことから、各学校がその実情に応じて、きめ細やかな指導が行えるよう、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、教育環境の一層の充実に努めているところでございます。

このうち、少人数学級の推進につきましては、国による教職員配置の拡充が必要でございますので、教職員定数の改善について、今後も継続して国に強く要望してまいります。

◆ 中学校完全給食について

◎質 問

- 南部と北部の学校給食センター整備等事業については、最終的には東洋食品グループと事業契約を締結しました。代表企業の株式会社東洋食品は、学校給食でも、全国展開し、1 万食以上の学校給食も委託を受けて実施されていると聞きます。私たちは、2014 年 5 月 7 日、東洋食品が受注している千葉市新港学校給食センターを視察してきました。センターでは 1 万食を提供できるとのことで、当時は 9300 食をつくって 18 中学校を受け持っていました。これだけの食数では、食材をそろえるのは大変難しいとのことで、2 献立方式で作っていました。特に主菜になるのは揚げ物などほとんどが冷凍食品になるとの話でした。一度に大量に揚げ物を調理できる巨大なフライヤーもありました。川崎でも同じような食材になるのではないかとこの懸念があります。伺います。
- 東洋食品が評価された項目の中に、「食育の活動や教育展開において具体的な提案があった」とあります。新港学校給食センターでは、栄養士は 4 名配置されているだけで、年に 1 回、各学校に出向くものの、10 分間食育に関する話をするだけで、後は学校に任せているとのことでした。南部と北部の給食センターでは、それぞれ、栄養士は何名配置され、どのような食育指導を行うのか、伺います。

◎答 弁

はじめに、中学校給食に使用する食材についてでございますが、中学校完全給食を実施いたしますと、小学校と中学校とを合わせて約 10 万食余の食材を、毎日、確実に確保する必要がございます。

そのため、小学校給食では引き続き 1 日につき 3 種類、中学校給食では 1 日につき 5 種類の献立を調理するなどにより、個々の食材の発注量の分散化を図り、安全・安心・良質な食材を確実に確保してまいりたいと考えております。

これらの食材につきましては、小学校・中学校とも共通の「学校用給食物資規格基準書」に基

づいて食材調達を行い、地場産物等の活用も考慮した、安全・安心で温かくおいしい給食の提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校給食センターの栄養士の配置についてでございますが、中学校完全給食実施に伴う食育指導や給食管理等のあり方を踏まえた教職員の役割、学校栄養職員等の具体的な配置につきましては、実施までの間に検討してまいります。

◆ 多摩川河口干潟について

◎質問

- ・近隣小学校では毎年体験学習に訪れており、子どもたちの環境学習にとってかけがえのない存在になっています。この貴重な多摩川河口干潟の重要性について教育長にもその認識を伺います。

◎答弁

近隣の小学校では、総合的な学習の時間などにおきまして、多摩川河口干潟での体験学習を行っております。干潟での体験を通して、生息する生き物や多摩川の様子などについて学び、多摩川の今の姿や、これからの多摩川について考える学習等に取り組んでおります。

多摩川河口干潟での体験学習は重要であると認識しているところでございますが、連絡道路の整備にあたりましては、自然環境へ配慮がなされると伺っておりますので、学習の機会は確保されるものと考えております。

◆ 県内政令指定都市における家庭教育に係る事業費について

◎質問①

・13款6項2目社会教育振興費のうち、家庭教育推進事業費について伺います。平成26年度の家庭教育推進事業費の決算額は348万4,960円で、内訳は、報償費347万3,120円、消耗品費1万1,840円と伺っております。家庭教育においては、教育基本法第10条2項に、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとあり、文部科学省は、全ての教育の出発点である家庭教育の重要性に鑑み、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めることを新たに規定しましたと解説しています。また、かわさき教育プラン第1期実施計画基本政策Ⅶに家庭や地域の教育力を高めるためのさまざまな支援が求められていますと、その重要性が記されています。そして、何よりさきの川崎市立中学校生徒死亡事件の反省から、改めて家庭教育の重要性は言うまでもありません。伝え聞いたところによると、某親御さんが私はうちの子を叱ったりしませんから、先生、やってくださいなどと、親が親の責任を放棄していると思わずにいられない発言も見受けられます。改めて親が親足り得るよう啓発する必要があると思います。そこで伺います。金額というのは物事を把握するための一つの指標でございまして、本市における家庭教育推進事業費348万4,960円に対して、県内の他の政令指定都市はどのような状況になっているのでしょうか。

◎答 弁（生涯学習推進課長）

県内政令指定都市における家庭教育に係る事業費についての御質問でございしますが、平成26年度の事業費について各都市に照会したところ、予算額ベースで、横浜市にあっては637万8,000円、相模原市にあっては127万円との回答を得たところでございます。

◎質問②

・それぞれの都市の人口規模や施策の内容など、各都市の諸事情の相違もあることから、一律の額での単純比較はなじまないものと考えていますが、本市の家庭教育に係る事業費は十分であるとは言えず、さらなる充実を図るべきではないかと考えます。また、自治体で初めて家庭教育支援条例を制定した熊本県教育委員会を本年7月に視察し、行政の担当者から話を伺ってきました。その予算額は867万8,000円となっており、熊本県の人口から住民1人当たりに換算した額は本市と比べても多くなっています。保護者や学校等、地域、事業者といった県民それぞれに期待される役割を規定するとともに、県の責務や家庭教育支援における基本的な施策を規定しており、県民皆が連携協力して家庭教育支援を推進していくことを特徴としています。知事部局として5部局15課の連絡会議を設置し、教育、福祉、環境、警察等、部局を超えて連携する基盤があります。具体的には、啓発DVD、くまモンの家庭教育のすすめやくまもと家庭教育10か条など、カラーの資料を作成し、講演会、集会等で親子がともに語り合う営みを通して啓発しています。くまもと家庭教育10か条では、第1条、家族の信頼感、伝えよう愛しているよのメッセージや、第3条、善悪の区別、教えよう事の善し悪し躰からといった10か条で成り立っておりまして、最後の第10条が質問でございまして、わが家の1か条、そして親と子が話し合ってお守るべき家の決まりを決めていくというものでございまして、本市においても、教育基本法の趣旨にのっとり予算を増額し、家庭教育の振興に取り組むべきだと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁（生涯学習推進課長）

家庭教育推進事業についての御質問でございますが、教育委員会では、市民館等における家庭・地域教育学級の開催を初め、PTAが企画運営する家庭教育学級への講師派遣等を通じて、家庭教育を支援するための学習機会の充実に努めてきたところでございます。今後は、仕事を持つ保護者へのアプローチ方法や、より困難な課題を抱えた家庭への支援について、さまざまな主体と連携し新たな方策を講じながら、教育基本法の趣旨を踏まえ、家庭教育を推進してまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 公明党 春委員（9月15日） ■

◆ ALT配置事業について

◎質問①

13款1項7目、外国語指導助手配置事業実施委託料についてお聞きしてまいりたいと思います。

- ・グローバル化がますます進展する社会において、子どもたちに会話の技術を向上させるだけでなく、何をどのように話すべきなのか、会話の内容や使い方を考えたり、判断したりする力を育てていく必要があります。その課題は学校教育全体で取り組むべきであると考えます。そこで、平成26年度主要施策の成果説明書・運用基金状況調書には、外国語指導助手配置事業では、外国語指導助手を活用し、指導体制の充実を図るとともに、小学校・中学校・高等学校を通してコミュニケーション能力の向上を図ったとあります。これまで我が党としても積極的に取り組んできました。このALTの今までの事業の内容について伺います。

◎答 弁（カリキュラムセンター室長）

平成26年度のALTの配置につきましては、小学校に35名、中学校に30名、高等学校に5名、市立川崎高等学校附属中学校に1名の合計71名を配置いたしました。小学校におきましては5・6年生の外国語活動の全ての時間に、中学校におきましては1学級当たり年間約27時間のALTとの授業が実施できる配置でございます。高等学校につきましては各校に1名ずつの配置となっております。ALTとの授業についてのもちたちの意識でございますが、小学校では約9割、中学校では約8割の児童生徒がALTとの授業が好きと回答しております。また教員からは、児童生徒が外国人と直接コミュニケーションをする機会がふえた、児童生徒の積極的にコミュニケーションしようとする態度がより育成されたなどの意見が聞かれております。このような児童生徒や教員の声も踏まえ、平成27年度につきましては中学校に3名のALTを増員いたしましたが、今後につきましても、英語教育の充実のためにALTのより有効な活用と配置の充実を目指してまいりたいと考えております。

◎質問②

児童生徒や教員の声を反映させて、今年度ALTを3名増員しておりますけれども、その配置は1校に1人が理想でございますので、平成28年度の予算にもそこに向けて反映させていただきたいと思っております。

- ・また関連して、教職員も語学になれ親しんでいくことは非常に大切だと考えます。我が党の同僚議員の質問に対し教育長は、小学校英語教育中核教員研修を、また、中学校、高等学校につきましましては、外国語教育指導力向上研修を各校1名参加の必須研修として、それぞれ平成27年1月より実施する予定との答弁がありました。さらに充実をさせ進めていく必要があると考えますが、現状と今後の取り組みについて伺います。

◎答 弁（カリキュラムセンター室長）

教員研修についての御質問でございますが、本市におきましては、平成27年1月より、英語教育推進リーダーを指導者とする小学校英語教育中核教員研修、中学校英語教育指導力向上研修、高等学校英語教育指導力向上研修を各校1名参加の必修研修として実施し、8月までに全ての研修を終えたところでございます。

研修受講者からは、自分自身がもっと英語を使って子どもに指導していきたい、これからの英語教育で求められている指導方法を校内に広めていきたいなど、児童生徒の英語力向上のために、研修の成果を生かそうとする前向きな声が多く寄せられております。また、研修を終えた受講者は、所属校の教員への研修や授業実践に取り組み、その実践について、平成28年2月に報告書を提出することとしております。今回の研修の成果や課題を踏まえ、今後の研修内容の改善充実に努めてまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 民主みらい 木庭委員（9月15日） ■

◆ 特別支援学級担任について

◎質問①

13款1項7目、教育費、総合教育センター費における指導研修費について伺います。

- ・まず、発達障害や身体を初めさまざまな障害を持つ児童が通う特別支援学級を受け持つ教師の資格要件について伺います。

◎答 弁（教職員課）

小中学校の特別支援学級を担当する教員につきましては、特別支援学校教諭免許状を有しなければならないような法令上の規定はございません。しかしながら、特別支援教育に携わる教員の専門性向上のために、特別支援学校教諭免許状を保有することは有効であると考えておりますので、本市では毎年、神奈川県及び県内政令市と共同で免許法認定講習を実施し、特別支援学校教諭免許状の取得促進を図っているところでございます。

◎質問②

- ・初めて特別支援級に配属された教師は、4月1日以降数カ月以内にわたり1日2時間程度の初任者研修を7回受けるということです。翌年は2年目研修を年間3回受講することが義務づけられているということです。内容について伺います。

◎答 弁（特別支援教育センター室長）

初めて特別支援学級を担当する教員につきましては、必修研修として特別支援学級等新担任者研修を年間7回実施しているところでございます。内容といたしましては、特別支援教育の基礎的な知識の習得、児童生徒の障害の理解やかかわり方を学ぶこと、実際に特別支援学級の授業を参観し、教室環境や指導方法のあり方を学ぶこと等でございます。また、2年目の教員につきましても、必修研修として特別支援学級等新担任者2年目研修を年間3回実施しております。内容といたしましては、班別で実践事例のレポート協議を行うことに加え、代表者が授業を行い、残りのメンバーがこの授業を参観し研究協議を行うことで、障害のある児童生徒を理解する視点や支援方法の幅を広げること等でございます。

◎質問③

- ・いただいた資料によりますと、平成26年度に費用が発生した研修は延べ20回で、総額51万9,000円、出席者は約800人程度のようなようです。平成24年以降特別支援学校の免許を持つ教師

の採用を始めたということですが、これまでの採用人数と今後の計画について伺います。

- あわせて、本市の特別支援級のクラス数について伺います。

◎答 弁（教職員課長）

近年特別支援教育の重要性が一段と増している状況に鑑み、本市では平成23年度に実施した教員採用候補者選考試験から受験区分特別支援学校を新たに設け、特別支援教育の専門的な知識と力量、意欲や情熱を備えた人材の採用に努めているところでございます。この受験区分特別支援学校の採用者は、平成24年度で10名、平成25年度で11名、平成26年度で18名、平成27年度で15名となっております。今後もかわさき教育プランに掲げる特別支援教育の推進を図るために、専門性が高く、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。また、本市の特別支援学級の学級数についてでございますが、5月1日時点で、小学校で377学級、中学校で177学級となっております。

◎質 問④

- 初めて特別支援級を受け持つ教師には意向確認を行うということですが、必ずしも希望どおりにはいかないということですが、先ほどの答弁にあった研修を受けながら担当しているはずの教師の、障害特性や障害を持つ児童に対する理解不足や、コミュニケーション能力の不足によりさまざまな問題が生じている事例を散見します。適材適所の配置や教師のメンタルケアの観点からも、受け持たれる児童の側からしても、本来であれば特別支援級に関しては、特に経験だけではなく、意欲と信念が必要な場であると考えます。先ほどの答弁にもありましたが、特別支援学校教諭の資格を持つ特別支援級の担任が2割しかないという現状も、配属後も定期的に意向把握を行うべきと考えます。見解を伺います。

◎答 弁（教職員課長）

教育委員会におきましては、学校組織の活性化を図るとともに、教職員としての経験を豊かにすることによって教育効果をより向上させることを目的として、全市的視野に立って教職員の人事異動を行っております。異動の内示を受けて各学校の教職員配置が決まると、各学校長は教職員の構成等を踏まえ、自校の学校経営目標の達成や効果的な学校運営等のために、その権限と責任に基づき学級担任や事務分掌等を決定しております。特別支援学級の担任につきましても、毎年各教員の意向等を確認し参考としながら、児童生徒の状況や教員の資質、能力等を勘案し、学校長が配置しているところでございます。

◎質 問⑤

- 現在教育委員会が実施している研修を、免許を持っていない方、持っている方も含めて、特別支援級の担当教師は必ず受講しているということですが、しかしながら、障害特性の理解が進まず、児童や保護者とトラブルに発展してしまう事例が散見されます。こうした問題解決の一策として、特別支援学級という教科書どおりにはいかないクラスを担当する教師同士、情報共有や意見交換、悩み相談などが気軽に行える環境をつくり、その後のコミュニケーションや信頼関係を築くことが重要であり、有効であると考えます。そこで、例えば現在1カ月以上の期間を置いて2時間ずつ細切れで実施している研修方法を見直し、また、せっかく謝礼金を支払い実施している研修が効果的に確実に受講してもらいたい教師が受講しているのか、不透明な現状も改善し、合宿形式で集中的に研修を行うことを提案しますが、教育長に伺います。

◎答 弁（教育長）

今後の研修のあり方や課題についての御質問でございますが、近年は発達障害児童生徒が増加

し、障害の重度化、多様化が顕著になっており、一人一人の教育的ニーズに対応する実践的な研修が必要であると認識しているところでございます。これを踏まえ、障害のある児童生徒の保護者の心情の理解、多様な障害状況に対応するためのより専門的な研修、担任同士が少人数で意見交換をしながら互いの学級経営を学び合う研修等を行っておりますが、今後もより実践的で双方向的な研修の充実を図ってまいりたいと考えております。また、合宿形式の研修につきましては、新年度の準備や異動のための引き継ぎ等のため、時間の確保に難しい課題がございますが、今後、研修後のアンケート等も参考にしながら、より効果的な研修時期、研修内容等を検討するなど、工夫改善に努めてまいります。

◆ 理科の授業について

◎質問①

13款2項2目、3項2目、4項2目の理科教育振興事業費について教育委員会に伺います。

- ・平成26年度の理科支援員の配置実績について伺います。

◎答 弁（カリキュラムセンター室長）

理科支援員の配置についての御質問でございますが、平成26年度につきましては、市内小学校113校全てに配置し、総時間数は1万4,436時間でございます。1クラスあたりに換算いたしますと、約20時間の配置でございます。

◎質問②

- ・小学校、中学校において理科授業数のうち、観察、実験を含め教室以外で実施した割合について伺います。

◎答 弁（カリキュラムセンター室長）

理科の授業数のうち教室以外で学習する割合は、小学校では、理科室での薬品や火を使った実験や屋外での自然観察や気象観測、また廊下などで行う電池の働きを調べるモーターカーの実験など、30～40%程度でございます。中学校では、理科室におきましては、薬品や火を使った実験や暗くして行う光の実験等を行っており、教室以外で行う屋外の自然観察、気象観測、太陽の動きの観察等を合わせますと15～20%程度でございます。

◎質問③

- ・一人一人が観察する実習に必要な機材として顕微鏡があります。中学校の整備状況は52校中44校がクラス全員分の42台確保され、全ての中学校で38台は整備されているということですが、小学校は113校中52校がクラス全員分の42台確保されていますが、残りの61校では2人に1台という状況だそうです。平成26年度は国庫補助対象予算が、小学校で1校につき4万2,000円、中学校では1校につき9万8,000円ついたということですが、用途には制限があり、消耗品の購入には使えず、1組2万円以上の備品購入のみ可ということですが。顕微鏡の整備が進んでいない学校に対しては、これを活用し、市からの支援を加え、早急に整備すべきであったと考えますが、各校の主な用途について伺います。

◎答 弁（学事課長）

理科教育振興事業につきましては、配当予算の範囲内で、各学校の学校長の判断におきまして必要な備品を整備するものでございます。平成26年度の主な用途といたしましては、市内113校の小学校のうち、顕微鏡についてクラス全員分の42台が確保されていない61校を調査したところ、不足する顕微鏡の一部の整備を優先した学校が17校あり、10校が実験支援器具、8

校が環境の学習用具、5校が人体模型を優先整備したところがございます。ほかには、天体の学習用具、温度測定用具、生物の飼育、栽培用具、電気の学習用具などを優先整備したところがございます。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 共産党 片柳委員（9月15日） ■

◆ 学校施設有効活用事業について

◎質問①

一般会計予算歳入14款1項9目その他使用料、同歳出13款6項2目社会教育振興費に関連して、学校施設有効活用事業について伺います。

- ・学校体育館施設開放の有料化について、有料化の以前、以後で使用数がどのように変化したのかお示してください。
- ・また、学校体育館使用料導入後の利用料収入についてもお示してください。

◎答 弁（生涯学習推進課長）

初めに、体育館使用料導入前後の利用数についてでございますが、平成24年度の利用件数は5万7,218件、延べ124万9,569人の利用がございました。平成26年1月から体育館使用料を導入いたしました平成25年度の利用件数は5万6,590件、延べ124万9,142人、平成26年度は5万7,887件、延べ132万3,042人でございまして、ほぼ横ばいの状況でございます。

次に、使用料収入につきましては、平成25年度は1月から3月までの3カ月間の収入となりますが、764万1,700円、平成26年度は2,256万650円でございます。

◎質問②

- ・利用件数、延べ人数ともほぼ横ばいという状況とのことですが、体育館利用料を1カ月ごとに直してみると、2013年度3カ月分では1カ月当たり254万円、2014年度の12カ月間を見ると、1カ月当たり188万円となります。3割ほどの収入減となっております。利用料収入の減少の原因については詳細まではわからないとのことですが、利用料徴収を始めたことが影響していることも排除できないと言えます。また、実際にPTA活動として体育館を利用している方々からは、これまでは毎週活動していたが、有料化以降は月2回に活動日を減らしたなどの声が寄せられています。PTAなどの団体が体育館を利用する場合には、利用料を減免するなどの対策は検討できないのか伺います。

◎答 弁（生涯学習推進課長）

学校施設開放事業における受益者負担の適正化につきましては、包括外部監査の意見を受け、平成26年1月より体育館使用料の徴収を開始したところでございます。本制度は、学校施設有効活用事業の実施にかかる経費のうち、個々の利用に伴って生じる経費の一部を負担いただくものでございますが、導入時にさまざまな御意見をいただく中で、子どもの健全育成と障害者の社会参加等を目的として、市内に在住する義務教育終了前の子どもと指導者で構成する団体と、障害者と指導者で構成する団体に対して減免の規定を設けたものでございます。PTA活動のうち、PTA主催の各種行事や大会等の活動につきましては、目的外使用許可により使用料を取らずに対応しておりますが、バレーボールなどクラブ的に実施される継続的な活動につきましては、受益者負担の適正化の観点から使用料徴収の対象とさせていただいておりますことを御理解いただきたいと存じます。

◆ 学校給食の特定業務委託の人員費について

◎質問

次に、13款7項2目学校給食費の小学校等給食調理業務委託料について伺います。

- この中の人員費と調理員1人当たりの人員費の時間額について伺います。
- 来年度以降は公契約制度の対象となりますが、この場合に人員費の額をどのくらいと見込んでいるのでしょうか、伺います。

◎答弁（健康教育課担当課長）

調理業務委託におきましては、配置人数や賃金額は受託者が決定するものでございますので、従事者の募集時に提示される賃金は、地域の実情を踏まえ業務実施に必要な人員を確保できるよう考慮し、受託者において適正に決定しているものと考えております。平成28年度からの公契約制度の導入につきましては、全体として賃金の底上げ効果がございますので、従事者の金銭的理由による離職が減り、業務の安定的な提供が期待できるものと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 自民党 山崎委員（9月15日） ■

◆ 学校施設の電力使用について

◎質問①

学校体育館における照明の電気料負担について伺います。ただいまの片柳委員の質問にもありました受益者負担の視点から、体育館について使用料の徴収をされることになりましたけれども、その負担が利用者に課せられることから、電気代の節約というものが進められなければならないかと存じます。

- そこで伺いますが、まず、歳出13款2項小学校費、3項中学校費、4項高等学校費のうち、電力使用量について伺います。
- 市内公立学校における電力の調達方法並びに使用電力削減の取り組みについて伺います。

◎答弁（学事課長）

初めに、平成26年度の電力使用量につきましては、小学校は2,428万7,000キロワット時、金額にして約6億2,937万8,000円、中学校は1,136万9,000キロワット時、金額にして約2億8,429万6,000円、高等学校は593万8,000キロワット時、金額にして約1億5,682万4,000円でございます。次に、川崎市立学校における電力の調達方法でございますが、新築校や改築校を除いた全ての市立学校で使用する電力につきまして、一般競争入札を行い電力の調達をしております。使用電力削減の取り組みといたしましては、一般競争入札を行うことにより、平成26年度決算におきましては年間約2億円の削減効果がございました。

◎質問②

- 次に、市の環境モデル事業として、多摩区の稲田中学校の体育館の照明を水銀灯から無電極ランプのプラズマライトへと設置がえしてありますが、旧来のものと比較して、照度や使用量などの効果について伺います。
- 生徒や施設開放で利用する市民からは好評価を得ていますが、教育委員会としてこの事業をどのように評価されているのか伺います。
- また、災害時に避難所となる学校施設において、震災による停電で避難所周辺の街路灯が消えるのを防ぐため、近隣都市ではソーラーパネルつきLED街灯の設置なども進めていますが、本市の対応を伺います。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

体育館の照明につきましては、かわさき環境ショーウィンドウ・モデル事業 2012 におきまして採用された事業でございます。省エネタイプの無電極ランプへと平成 24 年 10 月に更新されたところでございます。電力使用量につきましては設置前後で半分程度に減少したという調査結果となっており、学校関係者からも、点灯が早いとともに、消灯後の再度の点灯時にはすぐに明るくなることから、授業で活用しやすくなったとの意見や、体育館全体が明るくなったとの意見もいただいているところでございます。また、学校敷地内には児童生徒の安全上多くの防犯灯が設置されており、一部の学校においてはソーラーパネルつき LED 防犯灯が導入されている事例もございます。今後におきましては、費用対効果や他都市の状況等も参考にしながら、これらの照明設備の研究をしてまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 公明党 花輪委員（9月15日） ■

◆ 学校施設長期保全計画について

◎質 問①

13款8項1目義務教育施設整備費に関連いたしまして、学校施設の長期保全事業ということについて伺っていきたく思います。

- ・川崎市の持つ公共施設の中で、学校施設というのは、数においても、量においても大変多いということで、その中で学校施設の老朽化が進んでいるということで、まずは実態把握ということを目指して、平成24年度、学校カルテを作成したということでございます。また、本市全体の公共施設の指針でありますかわさき資産マネジメントプランに基づきまして、平成26年3月に学校施設長期保全計画が策定されたわけでありまして、これには3つの対策の柱がありまして、1つは学校施設の老朽化対策、2つ目に教育環境の改善、そして3つ目に環境対策、それらをあわせて実施しようとするようなことであると聞いておりますけれども、現状と課題、そして具体的に平成26年度の取り組みを伺いたく思います。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

本市の学校施設は、築年数が 20 年以上の施設が全体の約 7 割を占めるなど、老朽化が進行しております。また、バリアフリー化、普通教室やトイレ等の子どもたちの学習、生活空間の快適化、環境負荷の低減など、さまざまな配慮が今日の学校施設には求められております。このようなことから、平成 26 年 3 月に策定した学校施設長期保全計画におきましては、老朽化対策、教育環境の質的改善、環境対策をあわせて実施する再生整備と予防保全により、学校施設の長寿命化を図ることを目的としたところでございます。平成 26 年度におきましては、築 30 年以上の C グループの校舎及び体育館の設計に着手し、本計画の目的が確実に反映されるよう、工事内容の検討を行ったところでございます。

◎質 問②

- ・今お答えいただいたように、築30年以上のCグループ、このグループを特に力を入れなければならないと思います。これは教育委員会さんで校舎改修Cグループという形で、特に力を入れていただいているわけです。内外装の改修はもちろんですけれども、先ほど申し上げた教育環境の質的改善として、具体的にトイレ改修とか、あるいは障害児対応のエレベーター設置、それから、まだおくれております特別教室等へのエアコン設置もまだ進めていかなければならない。また、環境対策、エコスクール化ということが国でも推奨されておりますけれども、太陽光発電、屋上緑化、校庭芝生化など、それぞれ学校の状況に合わせてでございますが、きめ細かい対応が必要ではないかと考えます。それぞれ具体的な取り組みを伺いたく思います。

- また、宮崎県と川崎市との連携協力の中にもありますけれども、木材の活用、すなわち、内装の木質化についてもあわせて伺いたいと思います。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

築後 30 年を経過している校舎改修の整備内容につきましては、教育環境の質的な改善といたしまして、ドライ化や便器の洋式化等によるトイレの快適化、特別教室への空調設備の設置、エレベーターの設置等に取り組み、子どもたちが安全で快適に学習や生活のできる教育環境の整備に努めてまいります。また、環境対策といたしましては、太陽光発電設備の設置や、断熱化、照明設備の高効率化、日射遮蔽、自然換気設備の導入等を実施し、環境負荷の低減に取り組んでまいります。なお、屋上緑化や校庭の芝生化につきましては、これまでの取り組みを継続するとともに、学校ごとの状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

また、内装の木質化につきましては、木材は、やわらかで温かみのある感触や高い吸湿性など、すぐれた性質を持っていることから、腰壁や児童生徒用ロッカー等の木質化を行い、やわらかで温かみのある学習環境づくりを図ってまいります。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 民主みらい 雨笠委員（9月15日） ■

◆ 卒業生との不良交友について

◎質 問①

- 中学生が殺害された痛ましい事件を受けて、平成26年度から全庁挙げての検証や協議を続けてこられました。今回私どもの手元に届きました最終報告書におきまして、社会全体としてどう向き合うかが網羅されております。しかしながら、それ以前を含めて重要な問題として、教育の場と地域社会の現状の中において、中学校卒業生における不良化を増長するような生徒への接触をどうするのかという視点が避けて通れない重要な問題ではないかと思っております。平成26年度、事件発生前まで学校現場ではどのようにこの問題を考え対処してきたか、実例を挙げていただいて伺いたいと思います。

◎答 弁（指導課長）

各中学校では、卒業生との心配な交友等を把握した場合には、当該の生徒や保護者からの聞き取り等を通して、その置かれている状況を十分に確認し、必要に応じて当該生徒や保護者に対して警察の少年係や少年相談保護センターを紹介するなどして、生徒への支援に努めております。また、当該生徒の気持ちを尊重し、当該生徒に危険が及ばないように十分配慮しながら、卒業生と関係が深い教職員が卒業生本人に対して、好ましくない交友を控えるよう説諭をするなどして、当該生徒の安心・安全な生活の確保に向けた働きかけをしております。

◎質 問②

- 事件が発生する前については、人間関係を頼ってそういう点を踏まえながら対応してきたということですが、地域に戻ってきて矯正教育を受けたり、少年刑務所等、何かしらの事件を起こし、本来更生すべき立場の人間が事件の原因者となるケースというのは、残念ながらこの事件前後にも多々発生をしているのが現状です。そこで、複雑なのは、今御答弁がありましたけれども、学校OBだけだったらまだしも、こういうケースというのがOB以外にも寄ってたかって生徒にかかわってくる事例がございます。警察や保護司会等、こういった現状を踏まえてどのように考えていくのが適切なのか、お答えをいただきたいと思っております。

◎答 弁（指導課長）

保護司等との連携についての御質問でございますが、中学校在学中に何らかの事件に関与するなどして少年鑑別所等の施設に入所した生徒に対しては、保護者と連携しながら、学級担任や生徒指導担当者が施設を訪問するなどして、当該生徒の学校への復帰に向けて相談を進めております。また、退所後に保護観察処分を受けた場合には、保護司会と連携するなどして、当該生徒に対して継続的な立ち直り支援をしているところでございます。卒業後に事件等に関与し、法的な処分等を受けた場合には、学校が把握できる情報は限られるとともに、時間的な制約もあることから、在校当時と同等の支援や働きかけが難しい状況もございます。

◎質 問③

・御答弁のように、そのところが少しダークスポットといいたまいますか、学校も警察に言えず、警察も事件が起きないと対処しない。いわば見えづらい火種に対して警察との協議を深め、連携を構築していく中で、ぜひこういった状況を一つの重要なケースとして慎重に扱っていただきたい。そして対応を進めていただきたいと思います。教育長に最後に御見解をいただきたいと思っております。

◎答 弁（教育長）

本年 10 月に本市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定を締結する予定でございます。この協定は、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を目的としております。学校において、保護者と連携しながら指導を重ねた上でも、当該児童生徒の非行の改善が見込まれない場合や当該児童生徒が危険にさらされる可能性がある場合等に、学校と警察とが情報を共有し、児童生徒の立ち直りや被害防止のために協力して、児童生徒への指導や支援を進めてまいります。御指摘のように、卒業生との交友が心配されるような場合には、心配な状況にある在校生に関する情報の共有を図ることを通して、当該児童生徒の非行防止や被害防止により効果的に運用してまいりたいと考えているところでございます。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 共産党 宗田委員（9月15日） ■

◆ 教員の欠員について

◎質 問①

私は、13款1項3目教職員人事費に関連して、公立学校における定数内欠員について伺います。

・2010年度採用から2015年度採用までの公立学校の定数内欠員数を伺います。

◎答 弁（教職員課長）

各年度における定数確定の基準日である5月1日時点の教諭及び養護教諭の欠員数は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計で、平成 22 年度 189 名、平成 23 年度 233.5 名、平成 24 年度 274 名、平成 25 年度 291 名、平成 26 年度 317 名、平成 27 年度 326.5 名となっております。なお、平成 23 年度と平成 27 年度は再任用短時間勤務の教諭が欠員となっているため、端数が生じているものでございます。

◎質 問②

・2015年度は定数内欠員は326名ですが、2010年度の189人から年々増加しています。2002年度の118人から見ると3倍にもなっています。異常な事態だと思います。昨年も減らすように努力すると答弁していますが、なぜ改善されないで放置しているのでしょうか。欠員を埋めるだけの採用をしていたのでしょうか。2015年度教員採用の募集人数と採用者数、定数内欠員数を

伺います。

◎答 弁（教職員課長）

昨年度に実施した教員採用候補者選考試験における募集人員の合計は275名程度、受験者の合計は1,535名、合格者名簿登載者数は355名で、本年4月1日付採用者数は284名、5月1日時点での欠員数は326.5名となっております。

◎質 問③

・欠員が出ないように採用すれば610人必要なのに275人しか募集せず、採用も284人です。特に特別支援学校は85人以上必要なのに10人前後しか採用せず、70人余も欠員しています。その方を非正規の方で今補充しています。昨年もこの理由について伺ったところ、さまざまな不確定要素があるためと答弁していますが、必要な人数の半分以下しか募集も採用もしないというのは余りにも少な過ぎます。受験者数は1,535人もいたのに、なぜ募集も採用もこの人数しか採らないのか伺います。

◎答 弁（教職員課長）

継続的に安定した教育活動を展開していくためには、本市全体の教員の年齢構成をバランスよく保つ必要があり、また、優秀な教員を確保する観点からも、短期間に大量の教員を採用することには課題があるものと考えております。さらに、今後予測されている児童生徒数の減少期を見据え、将来的に教員の現員数が定数を超えることのないよう、現段階から慎重かつ計画的に職員配置を行っていく必要がございます。しかしながら、決められた定数の中で可能な限り正規教員を配置することは大切なことと認識しておりますので、年齢構成バランスや将来的な教員配置等も考慮しながら計画的に教員採用を行い、欠員の縮減を図ってまいりたいと考えております。

◆ 教員の現職死と多忙化について

◎質 問①

次に、教員の現職死と多忙化についてです。教員が十分補充されず、不登校児の対応も求められる中で、現場はもう手いっぱいという声が出るほど、教員の多忙化、そして現職死が増えていきます。

- ・2014年度の現職死された教員の人数とそれぞれの理由を伺います。
- ・また、教育委員会として調査した報告や資料があるのか伺います。

◎答 弁（勤労課長）

教員の現職死亡者数等についての御質問でございますが、平成26年度中に死亡された教員の人数は、小学校5名、中学校3名の計8名で、死亡理由といたしましては、悪性腫瘍等による病死が6名、自死1名、不明1名となっております。

また、平成26年度につきましては、死亡に伴う人事上の手続として学校長から提出された教員の死亡報告のほか、御家族が区役所等に提出された死亡届の写しや死亡を確認した医療機関等が発行する死亡診断書等により、その原因を把握しているところでございます。

◎質 問②

・当初行政は現職死された教員の情報をまとめた資料はないということでした。8名の数字は退職届の書類を調べたところ、理由欄に死亡のためという項目を集約した結果の数字だということでした。8人も現職死しているのに、こちらから指摘しなければ、こういう資料もつくられなかったのです。これは問題だと思えます。生徒にとって現職の先生が亡くなるというのは大変

なショックであり、過労死の可能性もあり、労災認定との関連でも調査が必要です。教育委員会や学校は、少なくともその理由を把握して勤務とのかかわりを調べることは最低の義務だと思います。市古委員が7月の議会で取り上げたように、昨年の現職死の中には、働き盛りの教員が連日遅くまで学校で仕事をして、帰る途中にぐあいが悪くなってコンビニのトイレで亡くなったり、現職の校長が学校で倒れて死亡したり、また、今言ったように自殺者も1人あり、明らかに過労死の疑いがあると思います。教育委員会は、長時間労働、過労死などの関連で調査したのでしょうか、伺います。

◎答 弁（勤労課長）

教員が死亡した場合の調査等につきましては、労働安全衛生規則に基づき、教員が公務中に負傷し、または疾病等にかかったことにより、死亡もしくは休業を要した場合は、労働基準監督機関である人事委員会へ報告する必要があることから、教育委員会から学校へ事故発生報告書の提出を求めているところでございます。平成26年度に死亡された8人の方につきましては、特段の報告がなかったことから調査は行っていないところでございます。

◎質 問③

- ・2014年度の病気休職数、そのうち精神疾患による休職者数を伺います。

◎答 弁（勤労課長）

平成26年度の教員の病気休職者は77人で、そのうち精神疾患による病気休職者は56人でございます。

◎質 問④

- ・77人のうち精神疾患は56人、驚くほど高い数字だと思います。過去の資料でも、川崎市では毎年60人前後の精神疾患による休職者が出ています。厚生労働省の労働衛生課の資料によれば、一般労働者における精神疾患による休業者の割合はわずか0.3%ですが、川崎市の教員の場合は1%です。一般労働者の3倍近くに上っています。厚生労働省がことし大臣通達を出し、月45時間以上の超過勤務は、脳、心臓疾患のリスクを高めるとしています。1カ月の時間外労働時間の限度時間を月45時間に是正しました。川崎市の公立中学校教員の時間外勤務の月45時間以上の人数、そして過労死ラインの月平均80時間以上の人数を伺います。

◎答 弁（勤労課長）

中学校教員の正規の勤務時間以外の勤務時間についての御質問でございますが、平成25年4月から6月において月45時間以上の正規の勤務時間以外の勤務を行った中学校の教員は、4月は426人、5月は468人、6月は488人でございます。次に、同じ期間において、2カ月平均で一月当たり80時間以上の正規の勤務時間以外の勤務を行った中学校の教員は、4月と5月の月平均では37人、5月と6月の月平均では40人でございます。

◎質 問⑤

- ・月45時間以上は460人前後ということは、3人に1人が限度以上の時間外勤務をしています。過労死ラインを超えている方は40人前後いるということですので。先ほどの厚生労働省通達に伴って神奈川県は、労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずべき措置に関する基準という通知を出しました。この通知では、使用者の講ずべき措置として、始業終業時刻の確認記録を挙げ、記録方法としては、原則的には使用者みずから確認、記録するか、タイムカード、ICカードなどの客観的な記録を指定しています。今の時間外勤務記録簿での自己申告方式では、

手間がかかり、本音を書けないなどの声があります。しかも、全ての方が申告するわけでもありませんし、正確な客観的データでもありません。これでは神奈川労働局の使用者が講ずべき措置の労働時間の適正な把握を怠っているのではないのでしょうか。伺います。

◎答 弁（勤労課長）

教育委員会では、校長が教員の勤務時間の実態を把握するため、平成20年度に正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿の作成に関する要綱を策定し、学校ごとに記録簿を作成することとしております。教員の勤務時間を適正に把握することは、健康管理の観点と円滑な学校運営を図る上からも重要であると考えておりますので、教員の勤務実態が正確に記録簿に反映されるよう、勤務時間記録簿の適切な記入に関して、引き続き校長会議等の機会を捉えて指導助言してまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 自民党 浅野委員（9月15日） ■

◆ 児童生徒交通安全対策事業について

◎質問①

13款7項1目学校保健費、児童生徒交通安全対策事業についてお聞きしたいと思います。

- ・初めに、概要と実績、効果について伺います。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

本市の通学路の安全対策は、各学校から通学路上の危険箇所を改善要望として提出していただき、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関の職員が構成員となる通学路安全対策会議及び各区部会を設置し、検討を重ねているところでございます。通学路の危険箇所の改善方法には、路面標示や電柱巻きつけ標示、信号機、歩道、ガードレールの設置、カラー舗装等のさまざまな方法があり、それぞれの所管の事業予算により執行しております。初めに、児童生徒交通安全対策事業の概要でございますが、学校からの要望を踏まえ、危険箇所に安全対策として人を配置することが効果的な場所につままして、教育委員会が地域交通安全員を配置するものでございます。次に、事業の実績効果でございますが、平成26年度は4月1日現在で101カ所に地域交通安全員を配置しており、児童の登下校時の見守り活動を実施しております。通学路上に地域交通安全員を配置することにより、その場で交通整理、誘導を行うだけでなく、防犯面の向上もあり、児童の登下校時の交通安全及び地域の安全を確保するために効果があるものと考えております。

◎質問②

- ・これは資料をいただくと見ますと、例年大体同じような予算で編成をしておりますので、当然交通誘導員を設置している箇所というのは、人数等はそれほど変わらずに行っているかと思えます。子どもが減っているにもかかわらず、通学路の安全対策を求める声というのは年々多くあるわけでありまして、教育さんだけでなく、建設緑政局などにもかかわるので、絞ってちょっとお聞きしたいんですが、例えば通学路の安全対策の陳情の中でも、宮前区市道6号線の野川4053番地先周辺並びに東有馬4の22の1に面した交差点、私も連日よく通るんですけども、非常に危険な箇所であります。それぞれについて横断歩道設置ですとか信号の設置の要望が上がってきているかと思えますけれども、これまでの対応と、この対策事業とのかかわりについて伺いたいと思えます。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

御指摘のありました箇所につきましては学校からも改善要望が提出されており、通学路安全対策会議宮前区部会におきまして現地を確認し検討を行いました。宮前区東有馬4丁目の交差点につきましては有馬小学校の通学路に該当しており、平成26年度に押しボタン式の信号機の設置及び注意喚起の標識の設置の要望がございました。現地確認の結果、信号機につきましては設置場所等の問題のため設置困難でございますが、標識につきましては平成26年度に新たに電柱巻きつけ標示を設置したところでございます。地域交通安全員につきましては、現在のところ、配置の要望は出されていないところでございます。また、宮前区野川4053番地先周辺の道路につきましては南野川小学校の通学路に該当しており、今年度に横断歩道の設置及び地域交通安全員の配置の要望がございましたので、現在宮前区部会で改善の検討を行っているところでございます。

◎質問③

- ・さまざまに対応を検討させていただいているんですが、連日結構目を覆うような痛ましい事件が通学路やガードレール等を設置しているような場所でも起きております。起きてからではやはり遅いわけでありまして、南野川につきましては、長いストレートの道路の中でも、どこかできちんと横断できる場所をつくってあげなければならないと思います。また、東有馬につきましては、長年陳情等を出していただいているんですが、私もかけ合っているんですが、なかなか信号を設置するだけの用地の取得がめどが立っていないという状況もあります。ですので、PTAの方々が、これはもう朝夕連日立たれています。横浜からの抜け道化しているものですから、非常に危険な箇所になっております。ですので、抜本的対策というものはもちろん求められるわけでありましてけれども、それができるまでの間、まさにこの対策事業での対応が必要なケースではないかと思っております。見解を伺いたいと思っております。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

御指摘のありました危険箇所につきましては学校からも改善要望が提出されておりますので、抜本的な対策ができるまでの対応につきましては、学校とも協議を行い、地域交通安全員の配置について検討を行ってまいります。また、通学路安全対策会議宮前区部会において、その他の改善方法についてもあわせて検討を行ってまいりたいと考えております。

◎質問④

- ・現地を見させていただいたときに、南野川小学校というところは、正門1カ所からの出入りをしておりますので、狭い道路を上ってきたところに登下校、児童が通る中に、朝の登校時に同じ時間帯に給食の資材の搬入車両が正門から入っていくという状況になっていて、非常に危険が指摘されております。時間のあるときは、校長先生などが立って誘導するようにしているわけでもあるんですけれども、必ず毎日できるような状況ではないということから、まさに通学路の改善と同時に、学校施設の改善として、こういった部門の見直しが必要なのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

南野川小学校の入り口は正門の1カ所であるため、児童の通学する入り口と給食物資の搬入口が同一となっております。このため、一部の給食物資の搬入が児童の登校と重なることを考慮し、学校におきましては、児童の安全を考え、管理職等が正門で児童の誘導を行っております。また、給食物資納入業者に対して、児童の登校時刻と搬入時刻が重ならないようにすること、搬入時刻がやむを得ず重なる場合には十分に安全に配慮することを依頼しているところでございます。

◆ 医療的ケア支援事業について

◎質問①

13款5項2目特別支援教育諸費について伺います。

- 予算現額1,198万9,000円、支出済額887万6,613円、不用額311万2,387円の医療的ケア支援事業についてであります。これは特別支援学校と小中学校等に通う子どもたちの医療的ケア支援になります。きょうはレスパイトケアの観点から、平成22年6月議会で提案させていただきました看護師派遣事業について、その内容と成果をお伺いしたいと思います。

◎答 弁（指導課担当課長）

医療的ケア支援事業についての御質問でございますが、初めに、事業の概要についてでございますが、平成24年6月から、小中学校等において、保護者の負担軽減を目的に、週1回90分間、地域の訪問看護ステーションの看護師が学校を訪問して、保護者のかわりにたんの吸引や導尿等の医療的ケアを実施する医療的ケア支援事業を開始しております。次に、成果といたしましては、保護者から、週1回自由に時間を使えるため、負担軽減になっている等の声をいただいているところでございます。また、児童においては、医療的ケアをみずから行えるよう看護師が指導し、その結果、自立した児童もおります。今年度医療的ケアを受けている児童は13名おりますが、現在対象児童のうち2名が、看護師の支援を受けながら医療的ケアを自分でできるように取り組んでいるところでございます。

◎質問②

- 平成24年4月の社会福祉士及び看護福祉士法の一部改正に伴い、特別支援学校の教員は、一定の研修を受けることで、看護師との連携協力のもと、医療的ケアに従事することができるようになりました。そこで、市立田島支援学校の教員に医療的ケア担当者研修を実施するよう提案させていただきましたが、取り組み状況について伺います。

◎答 弁（指導課担当課長）

川崎市立田島支援学校における教員の医療的ケア担当者研修についての御質問でございますが、本市では、教員がたんの吸引等の医療的ケアを行う認定特定行為業務従事者の研修として、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に定める基礎研修を受講しており、平成26年度は4名、平成27年度は3名が修了したところでございます。現在、基礎研修を修了した教員は、田島支援学校に配置された看護師の実技指導を受けながら、同規則に定める特定の児童生徒に対する実地研修を安全に実施できるよう準備を進めているところでございます。

◆ スクールカウンセラー配置事業について

◎質問①

- まず、平成26年度のスクールカウンセラー配置事業の内容と相談実績、効果について伺います。
- また、同様に学校巡回カウンセラーについても伺います。

◎答 弁（教育相談センター室長）

中学校では、平成8年度に3校配置からスタートし、平成17年度より市内全校配置となりました。スクールカウンセラーは現在38名で、そのうち14名が2校勤務となっており、週1回7時間、年間280時間の勤務となっております。平成26年度の相談状況につきましては、延べ1万8,053人に対する相談を行いました。小学校、高等学校につきましては、平成19年

度より学校巡回カウンセラー派遣事業を開始し、現在7名体制で活動しております。この学校巡回カウンセラーは、小学校へは、保護者、児童の希望があった学校の要請に応じて、高等学校へは週1回程度定期的に訪問し、相談を行っております。平成26年度の相談状況につきましては、小学校は延べ527人、高等学校は延べ1,037人に対する相談を行いました。スクールカウンセラー等の相談により、不登校状態の児童生徒の教室復帰やいじめを含む友人関係の改善等、多くの効果が見られております。

◎質問②

・スクールカウンセラーについては平成17年より全中学校に配置されておりますが、当時より配置事業とは言うものの、週7時間の巡回相談です。また、小学校と高校は巡回カウンセラーとして7名体制ですが、そのために予約等の日程調整が必要で、利用したいときに利用できないとの声も聞かれます。スクールカウンセラーの拡充を含む効果的な相談体制について見解と取り組みを伺います。

◎答 弁（教育相談センター室長）

児童生徒が学校や日常生活を送る上で、子どもの悩み解消のための心理的サポートを適宜行うことは重要であると考えております。そのためスクールカウンセラーにつきましては、平成22年度から出勤日を年間で5日ふやし、少しでも多くの相談ができるよう配置しております。また、学校巡回カウンセラーにつきましては、平成19年度2名体制で開始し、その後順次拡充を図り、平成20年度には4名体制、平成21年度から7名体制となっております。今後も相談者の要望にお応えできるよう、スクールソーシャルワーカーや小学校における児童支援コーディネーター等との連携を通して、より効果的な相談体制を整えてまいりたいと考えております。

◎質問③

・最後に、今後のスクールカウンセラーの人材確保策についてお伺いしたいと思います。

◎答 弁（教育相談センター室長）

相談者の御要望に応じて多くの相談にお応えできるよう、今後、国の動向を見ながらスクールカウンセラー等の配置のあり方につきまして検討してまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 共産党 市古委員（9月15日） ■

◆ 小学校給食について

◎質問①

・子どもたちの中で食物アレルギー児童が増加をしているということです。食物アレルギー対応が必要な場合、生活管理指導表提出を保護者に依頼しているとのこと。昨年度食物アレルギー対応が必要な児童数と、それから除去食が必要な場合、どのような対応をされているのか、お伺いをいたします。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

平成26年度において学校生活管理指導表に基づき食物アレルギー対応を行った児童数は905人でした。除去食が必要な場合につきましては、学校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等が保護者との面談を行い、その面談結果をもとに校内の検討委員会で給食における対応を検討いたします。その対応内容を保護者にお示しし了解を得た上で、栄養教諭、学校栄養職員が毎月の献立における対応案の作成や調理指導を行うとともに、学級担任等と連携し

ながら児童への指導を行っております。

◎質問②

- ・大変きめ細かな対応が行われているということがわかりました。民間委託の調理が小学校でも進んでおりまして、2014年度全小学校の3分の1以上に当たる48校が民間委託になっていて、今年度は50校になりました。子どもたちの安全でおいしい給食が提供されるためには、特に民間委託の場合には、調理員さんの努力と現場での的確な指導、指示ができる栄養教職員の配置は不可欠です。その中心となる学校栄養教職員ですけれども、その配置基準は児童数550人以上に1人、それ以下は4校に1人という配置基準になっています。現在、県費による栄養職員は小学校で76名、そのほかに市の非常勤職員として4人が配置されています。各学校にどのような配置をしているのか、お伺いをいたします。

◎答 弁（教職員課長）

栄養教諭、栄養職員の配置につきましては、本市では、国の標準や県の基準のみならず、各小学校の作業態勢等を総合的に勘案し、1校に1人の県費負担教職員を配置する学校を選定しております。それ以外の小学校につきましては2校に1人を配置することとしております。その際に、県からの配当定数を超えて栄養職員の配置が必要となった学校につきましては、市費負担の非常勤職員を配置しております。

◎質問③

- ・33校については栄養教職員がいない巡回校で、除去食の提供が配置校以上に大変困難になっていると聞いておりますけれども、見解と対応を伺います。栄養教職員を1校当たり1名配置している都市は珍しくありません。市に教育関係の財源移譲がある時期を契機に川崎でも見直すべきではないでしょうか伺います。
- ・当面市費の栄養教職員をふやすべきと思いますが、お伺いをいたします。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

除去食の対応につきましては、川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアルに基づき、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭等を中心に全教職員で共通理解を図りながら、巡回校におきましても配置校と同様に組織的に対応を行っております。栄養教諭、学校栄養職員の配置のあり方につきましては、現行の体制等を検証しながら関係局と協議してまいります。

◎質問④

- ・施設面ですけれども、先ほどからもいろいろと議論がありましたが、築35年以上というのが37校もありまして、かなり手狭なところで給食の提供を行っているという現状だと思います。文部科学省が示す栄養管理基準に対し、施設面で至らない場合には運用面で対応しているということをお聞きしました。児童数の増加によって給食室の改修ですとか熱風保温庫の増設など、こういったさまざまな問題が今必要となっている学校がふえていると思いますけれども、そこへの対応についてお伺いをいたします。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

児童数の増加による給食室の改修につきましては、必要な食数を確保するための回転釜の増設や、それに伴うレイアウト変更などの施設整備を行っているところでございます。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

熱風消毒保管庫につきましては、食器の数だけではなく、学級数により変動する食缶やかごなどの数も考慮に入れて増設等の対応を行っております。今後も児童数の推移を注視し、適切な対応を図ってまいります。

◎質 問⑤

・経費削減ということで、毎年支給されていた食缶が減らされていると。ふたが閉まらなかったり、亀裂が入ったり、取っ手の部分が腐食をして、それが異物として混入してしまうおそれもあるということも聞いております。樹脂食器の耐用年数も10年ほどということですが、現場は6年間の使用が精いっぱいと言っております。まだ全学年分はそろっていないと聞いております。そして、途中の転入児童や破損に対応できるのか、現場は心配をしております。さらに、樹脂製のお盆の支給が昨年でストップしていると聞きます。給食当番用の白衣ですが、3年以上で550回使用しなければ新しいものにかえられない、穴があいたり切れたりするので大変困っているということも聞いておりますので、このことに対する対応も伺います。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

食缶につきましては、希望調査をもとに予算に応じて配付しておりますが、破損等により支障があるとの申請に対しては速やかに対応しております。ABS樹脂製食器につきましては、使用頻度等によって破損状況が異なっている状況でございますので、破損及び児童数の増加に対応できるよう努めてまいります。FRP製お盆につきましては、平成23年度、平成24年度の2年間に1学年分ずつ配付いたしましたが、食器の購入に重点を置き対応してまいりましたため、平成25年度以降配付していないところでございます。また、児童用白衣につきましては毎年配付いたしておりますが、製造コストの上昇などにより必要数の購入が厳しい状況でございます。いずれにいたしましても、今後も安心・安全な学校給食の運営のため必要な予算の確保に努めてまいります。

◎質 問⑥

昨年度献立表を見せていただいたんですけども、おかずの主菜の中で冷凍食品、特に加工品ですが、その使用状況についてお伺いをしたいと思います。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

昨年度の使用状況につきましては、魚介類では、サケ、サバ、マグロ、メカジキ、サワラ、カツオ、シシャモ、サンマ、イカを使用いたしました。加工品類では、ハンバーグ、ホキフライ、サーモンフライ、サワラフライを使用いたしました。

◆ 就学援助について

◎質 問①

13款2項小学校費及び3項中学校費の就学援助に関してお伺いをいたします。

- ・初めに、2014年度一昨年度の小学校、中学校それぞれの認定率について伺います。
- ・神奈川県内の政令指定都市である横浜市と相模原市での認定率と4人世帯の総所得による認定基準額をお伺いいたします。

◎答 弁（学事課長）

平成26年度の本市の就学援助の小学校の認定率は9.26%、中学校の認定率は12.08%で、合計した認定率は10.0%で、認定基準額は348万8,000円でございます。

次に、県内の政令指定都市の認定率及び認定基準額でございますが、横浜市は14.0%で344

万2,000円、相模原市は15.1%で353万円と伺っております。

◎質問②

- ・就学援助の支給項目についてお伺いをいたします。授業で使う柔道着や剣道の道着、それから防具などについての支給はどうなっていますでしょうか。クラブ活動費は一昨年から就学援助の支給項目に入って、大変喜ばれています。横浜市はこれに加えて既に生徒会費ですとかPTA会費も支給項目に入っている。このことも以前から言ってきましたけれども、ずっとこの間、川崎は財政事情ですとか他都市の支給状況を踏まえながら議論を重ねていく、こういう答弁にとどまっていた。川崎市の財政事情というのは、私は決して悪くないと思っています。さらに、隣接する横浜市で支給項目に入っているわけですから、ぜひ項目に追加をしていただきたいと思います。お伺いをいたします。

◎答 弁（学事課長）

体育実技用具費の支給及び他の支給項目の追加についての御質問でございますが、本市における体育実技用具費につきましては、中学校の準要保護認定者で震災避難者を対象に、柔道着の購入費用として上限額 7,510 円の範囲内で実費を支給しております。他の支給項目の追加につきましては、引き続き庁内で議論を重ねていきたいと考えております。

◎質問③

- ・生活保護費の見直しが行われて、保護費が削減をされたわけです。このことに伴って、2014年度の世帯の所得合計額が認定基準を超過している方というのは小学校や中学校それぞれ何人いたのか、お伺いをいたします。
- ・さらに、今年度はその数がふえていると思いますけれども、そのような家庭には教育費配慮で援助が必要であると校長が認めた場合という項目があるわけですから、そのことを該当する家庭に速やかに周知して、でき得る限り救済することが必要だと思いますけれども、お伺いをいたします。

◎答 弁（学事課長）

平成 26 年度は、前年度の生活保護基準を適用しているため、認定に影響はございませんでしたが、平成 27 年度につきましては 8 月末現在で、小学校で 195 人、中学校で 63 人が生活保護費の見直しの影響を受けたと考えられるところでございます。本市では、生活保護費の見直しの影響を受けたと考えられる児童生徒を含めて、認定基準額を超過した児童生徒の保護者に対し、認定基準額を超過していても援助を要する場合の対応についての文書を配付して周知しているところでございます。

◎質問④

- ・全ての超過している人ということだったわけですがけれども、事前に資料として2013年度小中学校における保護者負担額の表をいただきました。小学校では6年間で38万2,397円、中学校3年間では25万3,415円ということです。認定基準は生活保護費の今1.0倍です。生活保護基準の引き下げ自体がかなり厳しいものです。生活保護は受けていないものの、そこを若干オーバーしたら就学援助も切られてしまう。本来なら東京都の多くで実施しているように受給基準を生活保護基準の1.2倍とか1.5倍に見直すべきだと思いますけれども、それができない場合でも、ぜひ教育的配慮で援助が必要であると校長が認めた場合と、この項目を十分に活用して配慮すべきだと思いますが、再度お伺いをいたします。

◎答 弁 (学事課長)

家計の急変や高額な医療費を支払った場合などの特別な事情を考慮し、医療費等の写しなどの必要書類を学校に提出していただき、学校から校長の副申書を必要に応じて添付して教育委員会へ提出することで、特別な事情があると認められた場合は、認定基準を超過していても対応しております。今後につきましても特別な事情を考慮し個別に対応してまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総括質疑 自民党 廣田委員（10月6日） ■

◆ 教職員互助会補助金について

◎質 問

次に、13款1項4目教職員互助会補助金について伺います。

- ・教職員の福利厚生は地方公務員法に定められており、互助会の補助金は教職員に対する共済制度の不備を補完することにあるとされていますが、どのような点が不備とされているのか、また、不備な点は改善できる余地はないのか伺います。
- ・また、本市教職員互助会の構成員数と会費の年間総納入額の推移について伺います。併せて教職員一人あたりの補助金額と市長部局職員一人あたりの補助金額を示した上で、両者を比較しての見解を伺います。
- ・さらに、教職員互助会では預貯金や株式投資などの運用は行っていないのか伺います。
- ・本市の教職員は、全国組織である公立学校共済組合と神奈川県が所管する財団法人神奈川県教育福祉振興会の構成員になっており、相応の福利厚生が講じられていると考えますが見解を伺います。
- ・互助会の運営についてであります。一般財団法人川崎市立学校教職員互助会、一般財団法人である移行法人一般財団法人川崎市立学校教職員互助会、特別財団法人川崎市立学校教職員互助会についてそれぞれの業務内容とその必要性について伺います。
- ・また、それぞれの代表者のこれまでの公的な職歴及び互助会の役職についた主たる理由を伺います。
- ・また、この間、その事業内容は社会情勢に合わせた見直しが行われていると思いますが、運営体制の効率化をどのように進めてきたのか伺います。
- ・特に補助金に対する人件費の割合の推移を伺います。
- ・また、今後の互助会運営の効率化と人件費率の漸減に向けた取組を伺います。
- ・横浜市では平成24年から市職員厚生会への補助金を休止していますが、休止についての見解を教育長及び総務局長に伺います。
- ・また、本市が教職員互助会への補助金交付金を休止した場合、互助会の運営は継続不可能となるのか伺います。

◎答 弁

はじめに、教職員の福利厚生制度及び共済制度についてでございますが、福利厚生制度につきましては、地方公務員法第42条に「地方公共団体は職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と定められていることから、川崎市立学校教職員互助会への補助を通じて、福利厚生事業を実施しているところでございます。

また、社会保障制度である共済制度は同法第43条において、職員の病気、負傷、退職等、若しくは死亡又は被扶養者の病気等、若しくは災害等に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とした制度の実施が規定されており、全国組織である公立学校共済組合において事業が実施されております。教職員互助会と公立学校共済組合は、法の規定に基づき、それぞれの目的に沿った事業を実施しているところでございます。

次に、教職員互助会の会員数と会費の年間収入額の推移についてでございますが、過去5年間につきましては、

- 平成22年度は、5,691人、1億1,606万9千円余、
- 23年度は、5,680人、1億1,906万9千円余、
- 24年度は、5,681人、1億1,791万2千円余、

25年度は、5,662人、1億995万3千円余、
26年度は、5,645人、1億1,151万8千円余
でございます。

次に、教職員一人あたりの補助金額についてでございますが、平成26年度決算における職員一人あたりの補助金額は、教職員互助会が1万1,576円、職員厚生会が5,082円となっており、乖離が生じているところでございます。

次に、教職員互助会の資産運用等についてでございますが、教職員互助会は、健全な法人経営を図る観点から、元本回収の確実性・安全性が高い国債や地方債などにより、運用利益を確保できるよう資産運用を行っているところでございます。

次に、公立学校共済組合と神奈川県教育福祉振興会についてでございますが、共済事業を実施する公立学校共済組合につきましては、地方公務員等共済組合法に基づき、医療または年金等の給付事業の他、健康診断等の福祉事業等を実施しているところでございます。

また、神奈川県教育福祉振興会は、県内の市町村立小中学校等の教職員を会員として、福利厚生事業や会費積立による退職後の医療互助、住宅建設資金貸付事業などを実施しております。川崎市立学校教職員互助会が行う福利厚生事業とそれぞれの団体の事業は重複のないよう調整が図られており、教職員は目的に応じて各団体の実施事業を利用しているものと考えております。

次に、教職員互助会の一般財団法人への移行についてでございますが、旧財団法人川崎市立学校教職員互助会は、平成20年12月の公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、5年間は移行期間として特例民法法人と位置付けられた後、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行したものでございます。なお、教職員互助会は一般財団法人への移行前後での業務内容に大きな違いはなく、会員の福祉の増進を図るとともに、教育文化の振興に寄与することを目的として、生涯生活設計研修やスキルアップ研修、会館とどろきの運営などの福利厚生事業を行っているところでございます。

次に、法人代表者についてでございますが、平成17年度までは教育長がその任につき、平成18年度以降は教育長、総合教育センター所長、学校長等の教育現場や教育行政を経験した退職職員が、法人の目的や事業内容をよく理解していることから、その任についているところでございます。

次に、教職員互助会の運営体制の効率化についてでございますが、平成17年度から平成19年度にかけて、「福利厚生事業のあり方検討委員会」を設置し、効率化に向けた方針等を策定いたしました。その後、補助金の削減、福利厚生事業の見直し、職員数の削減など、順次運営体制の見直しに努めてきたところでございます。

次に、補助金に占める人件費の割合の推移と今後の取組についてでございますが、補助金に占める人件費の割合は、

平成24年度は28.1パーセント、
25年度は29.6パーセント、
26年度は30.5パーセント

でございます。法の趣旨に則った福利厚生事業に対する一定の費用負担は必要であると考えておりますが、今後も教職員互助会補助金の見直しを進める中で、互助会運営の効率化や人件費の見直しについても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、補助金の休止についてでございますが、職員に対する福利厚生事業の実施につきましては、地方公務員法第42条に定められており、その方法は各地方公共団体に委ねられているため、福利厚生団体に対する費用負担や人的支援など様々でございます。本市教育委員会では教職員互助会が行う事業への適切な補助を通じて、その役割を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

また、教職員互助会への補助金を休止した場合は、職員に対する福利厚生事業を実施するため

の財源が不足することとなり、事業の継続が困難な状況となることが想定されるところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き補助金の見直しを図ってまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総括質疑 公明党 浜田委員（10月6日） ■

◆ 公益財団法人川崎市学校給食会について

◎質問

学校給食の公会計化について伺います。

- ・平成26年度の学校給食会の事業内容について、年間事業予算に占める給食材料費、調理員人件費、その他運営経費の割合と金額を伺います。
- ・また、同等規模の都市との比較についても見解を伺います。
- ・主な事業としては、物資調達と給食費の集金業務がありますが、物資調達について、食材数と納入登録業者数、そのうち、市内事業者による協力会について、現状を伺います。
- ・給食費の集金方法について、集金には、公会計をとる自治体と学校へ支払う自治体があります。本市は、後者を採用していますが、給食費の徴収は歳入処理を基本とすべきです。見解と対応を伺います。

◎答弁

はじめに、平成26年度決算における学校給食会の経費の内訳についてでございますが、総額30億6,509万23円のうち、物資代金の支出等は、30億568万4,651円で約98%、その他の費用は、5,940万5,372円で約2%の支出でございました。

なお、調理員の人件費につきましては、本市の一般会計から支出しておりますので、学校給食会としての負担はございません。

次に、他の政令指定都市の状況についてでございますが、本市を含め15の都市において、学校給食会と同様の組織を設立しておりまして、学校給食会とスポーツ協会を一体の法人として設立している都市や、物資の調達と併せて給食センターの調理や配送業務を行っている都市もあり、法人の事業内容には違いもございますが、各都市の給食事業において大きな役割を担っているものと考えております。

次に、給食物資の購入についてでございますが、取扱う食材といたしましては、約350品目でございます。

また、現在登録している物資納入指定業者は119社でございますが、そのうち市内事業者による協力会といたしまして、食肉商業協同組合、青果協力会、豆腐協力会、玉子類協力会がございまして、平成26年度においては、取扱量の約22%の実績がございました。

次に、給食費の徴収についてでございますが、公会計化につきましては、全市的な業務執行体制の整備や徴収管理システムの構築、法的な対応などの様々な課題がございますので、実施した自治体の情報を聴取し、収納率向上等の効果も含め、他都市の状況を注視しながら検討してまいります。

■ 決算審査特別委員会 総括質疑 民主みらい 山田委員（10月6日） ■

◆ 教育委員会における執行抑制の具体的な内容について

◎質問

- ・教育委員会事務局実績2億円余のうち、「その他修繕費、備蓄倉庫整備に伴う既存設備整備」の

見直し成果として1億8400万円余が削減されています。この具体的内容について伺います。

◎答 弁

備蓄倉庫整備に伴う既存施設の整備につきましては、学校敷地内への防災備蓄倉庫の設置に併せ、地域や保護者から寄贈された物置等の改修を行うものでございまして、児童生徒の安全性を第一に考えた上で、当初、2年間で行う予定を6年間で行うこととしたものでございます。

◆ 富士見中学校について

◎質 問

- ・富士見中学校の教育環境の向上については段階的に改善を図るとし、グラウンド機能の充実に向け、北側校地の有効活用の検討があげられていましたが北側校地は校舎拡張用地として利用され、残念ながらグラウンド確保についてはその方向性のメドすら立っていません。現在までの進捗について伺います。

◎答 弁

富士見中学校につきましては、校地が狭隘な状況であることを踏まえ、体育の授業や運動部活動の充実に向けて、隣接する富士見球場の利用調整や、民有地の借用による確保などに取り組んでまいりました。また、北側校地につきましては、生徒数の増加のため増築校舎を建設いたしますが、既存の多目的コート2面を引き続き確保するとともに、増築校舎の屋上部分に約506平方メートルのプレイコートを整備し、教育環境の確保に努めてまいります。

今後につきましては、状況の変化に応じて、周辺の状況を総合的に勘案し、富士見周辺地区全体との調和を図りながら、関係局と連携し、グラウンドのあり方について検討してまいりたいと考えております。

◆ 教育文化会館の大ホールについて

◎質 問

- ・教育文化会館の解体等のスケジュールについては、今後の総合計画に委ねるかとは思いますが、市民アリーナ竣工直後、直ちに解体作業に入っていくのか、あるいは並立して二つのホールを利用できるのか伺います。

◎答 弁

教育文化会館の整備につきましては、平成23年3月に策定された富士見周辺地区整備実施計画に位置付けられ、大ホールにつきましては、スポーツ・文化総合センターに機能統合されることとなっております。

今後、教育文化会館の再整備に伴う必要な機能の検証や大ホールの閉鎖に伴う課題の整理等を行いながら、大ホールの閉鎖時期を検討してまいりたいと考えております。

◆ 県立川崎図書館について

◎質 問

- ・県立川崎図書館の移転については、県と調整を図っていくとしていますが、これまでの県との協議内容について伺います。

◎答 弁

本市では、これまで「県の予算編成に対する要望」等の機会を捉えながら、県立川崎図書館が持つ産業情報機能の市内での存続について要請するとともに、進捗状況等の情報提供を求めてき

たところでございます、引き続き、県の動向等を注視しながら対応してまいりたいと存じます。

■ 決算審査特別委員会 総括質疑 共産党 井口委員（10月6日） ■

◆ 教員の欠員について

◎質問①

2014年度の定数内欠員は317人、総務分科会でも質疑したように、2015年度の定数内欠員はさらに増え326人ということです。欠員は、2010年度の189人から年々増加し、2002年度の118人から見ると3倍にもなっています。退職者もいるのに、275人しか募集せず、採用も284人しかしないというのはどういうことでしょうか。

分科会での「今後予測されている児童生徒数の減少期を見据え、将来的に教員の現職定数を超えることのないよう、現段階から慎重かつ計画的に職員配置を行っていく必要がある、との答弁を聞くと、本気で定数内欠員を減らそうという決意はないのではないか、それどころか、2017年度に予定されている指定都市への教職員定数などの権限委譲に向けての布石を打っているのではないか、との疑念すら沸いてきます。特に欠員が多いのは中学校と特別支援学校です。いまいる子どもたちにどう責任をもっていくかです。

欠員の補充を1年任期の臨時任用の教員で補っていますが、不登校対策の強化が求められる中、非正規の教員にそういう責任や負担をかけていいのでしょうか。

川崎は中学生殺害事件もありました。これだけの欠員を放置しておいて、いくら不登校対策といっても、とても十分な体制はとれません。

- ・不登校対策や生徒一人ひとりに目がゆきとどく教育を実現するためにも定数内欠員を早急に改善する、そのための採用人数をもっと増やすべきではないですか。伺います。

◎答弁

教員の採用に際しましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や定年退職以外の退職者の動向など、様々な不確定要素がございます。

優秀な人材を確保し、決められた定数の中で可能な限り正規教員を配置するよう努めているところでございますが、継続的に安定した教育活動を展開していくためには、本市全体の教員の年齢構成をバランス良く保つ必要があります。また、優秀な教員を確保する観点からも、短期間に大量の教員を採用することには課題があるものと考えております。

しかしながら、欠員の縮減は重要な課題であると考えておりますので、児童生徒数や退職動向などについての分析の精度をこれまで以上に高め、年齢構成バランスや将来的な教員配置等も考慮しながら計画的に教員採用を行い、欠員の縮減に努めてまいりたいと考えております。

◎質問②

- ・教員が十分補充されず、不登校児の対応が求められる中、教員の多忙化、現職死が増えています。現職教員が14年度だけでも8名亡くなっています。その中には、連日残業していた教員が帰宅途中のコンビニでの突然死、現職の校長が学校で倒れて死亡、また自殺者も出ているなど、明らかに過労死や過労自殺の疑いがあります。厚労省が今年、脳・心臓疾患のリスクを高めるとして時間外労働時間の限度を月45時間に改正しました。中学校の教員数は約1600人ですが、教員全員が提出したのではない時間外勤務記録簿で自主申告した記録だけでみても、2014年度、月45時間以上残業した教員は460人前後、過労死ライン月80時間を超えている教員は40人前後います。自主申告の時間外勤務記録簿ではなく、横浜市のように全教員の勤務時間調査を行うべきと要望してきましたが改めて伺います。
- ・神奈川県労働局は「労働時間の適正な把握のために」という通知を出し、使用者の講ずべき措置

として「始業・終業時刻の確認・記録」をあげ、記録方法として原則的には「タイムカード、ICカードなどの客観的な記録」を指定し、「自己申告による労働時間の把握はあいまい」であり「やむをえない場合」に限ると述べています。学校現場でもいまこそ、タイムカード方式にすることが必要と考えますが、伺います。

- 教員の精神疾患も増えており、毎年60人前後の退職者が出ています。厚労省労働衛生課によれば、一般労働者における精神疾患による休業者の割合は0.3%ですが、川崎市の教員の場合は1%と一般労働者の3倍以上に上っています。教職員でみても、文科省の人事行政状況調査によれば、教職員の精神疾患による病気退職者の割合は0.55%で、川崎はその約2倍です。この現状を深刻に受け止め、その原因と対策をどうとるのか、真剣に対応しなければならないのではないのでしょうか。伺います。
- 現職の教員が亡くなるということは、子どもたちにとっても学校にとっても大変な事態です。「昨年度に現職死亡された8人については、特段の報告がなかったことから調査はおこなっていない」と分科会では答えられました。事態認識があまりにも欠如していませんか。過去3年間の現職死された教職員一人ひとりについて、その理由、勤務状況などを調査すべきと思いますが、伺います。

◎答 弁

本市では、校長が教員の勤務時間の実態を把握し、健康管理と円滑な学校運営を図るため、平成20年度に「正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿の作成に関する要綱」を策定し、学校ごとに記録簿を作成することとしております。

この記録簿を有効に活用するためにも、教員の正規の勤務時間以外の勤務時間が正確に記録簿に反映されるよう、引き続き、校長に対して指導してまいりたいと考えております。

次に、教職員の精神疾患についてでございますが、本市教職員における精神疾患による病気退職者の割合は、全国の自治体の教員の平均における割合よりもやや高く推移していると認識しております。

この対策として、教育委員会管理職、学校長、教職員及び産業医などで構成する教職員健康管理検討委員会において「川崎市教職員メンタルヘルス対策推進計画」を策定するとともに、産業保健スタッフによるメンタルヘルスに関する研修や、専門相談員による心の健康相談など、メンタルヘルス不調の予防、早期発見、円滑な職場復帰及び再発防止等の具体的な取組を推進しているところでございます。

次に、教職員の現職死亡に関する調査等についてでございますが、教育委員会におきましては、過重労働による健康障害防止のため労働安全衛生法に基づく産業医による面接指導や、健康診断等の結果に伴う事後措置面談・保健指導等を行い、教職員の健康管理に努めているところでございます。

現職の教職員が死亡された場合につきましては、死亡に伴う人事上の手続きとしてご家族が区役所等に提出された死亡届の写しや死亡を確認した医療機関等が発行する死亡診断書等により死因を把握しているところでございます。

併せて、直前の勤務状況等についても所属長に聴き取りを行い、公務との関連性について確認を行っているところでございます。

◎再質問

- 時間外労働の限度時間数について厚労省から基準が出され、神奈川労働局は「労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずべき措置に関する基準」という通知を出しています。この通知は、公立学校も例外ではなく、すべての使用者の講ずべき措置として「始業・終業時刻の確認・記録」をあげ、記録方法として原則的には「タイムカード、ICカードなどの客観的な記録」を

指定しています。時間外労働の限度時間数の基準が国から出され、それに沿った通知が県から出されている以上、それに沿った労働時間の適正な把握の方法をとるべきです。現在の自己申告方式をやめて、タイムカード方式を検討するべきと考えますが、伺います。

◎答 弁

校長が教員の勤務時間を適正に把握することは、健康管理の観点に加えて、円滑な学校運営を図る上からも重要であると考えております。

国が示している「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」におきましては、始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法として、使用者が自ら現認することにより確認し記録することや、タイムカード、ＩＣカード等の客観的な記録を基礎として確認し記録することが示されておりますが、これらの方法によることなく、自己申告制により確認し記録することも示されており、本市においてはこの方法により、正規の勤務時間以外の勤務時間について把握をしているところでございます。

今後も、「正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿」の適切な運用に関して、校長会議等の機会を捉えて指導してまいりたいと考えております。